

所管委員会	総務常任委員会
提出課	共生まちづくり課

# 上越市第2次男女共同参画基本計画

<平成23年度～平成30年度>後期改訂(案)

本文中に青色のマーカーで表示されている部分は市議会総務常任委員会【所管事務調査】で、緑色のマーカーで表示されている部分はパブリックコメントで、いただいた意見を反映したものです。

上 越 市

# 男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成 13 年 9 月 26 日

上越市

## “City of Equality between the Sexes” Proclamation

Seeking to enhance human dignity and character, as well as endeavoring to make our city one in which the human rights of men and women are respected across all generations and both sexes can participate equally in all aspects of society, we, the residents of Joetsu City, do hereby proclaim Joetsu a “City of Equality Between the Sexes.”

We aim to make Joetsu a city in which men and women respect each other’s human rights, and in which each and every person can live a vigorous and independent life in a manner of his/her own choosing.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can participate equally in politics and all other aspects of society.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can reconcile work and home life, cooperating as equal partners.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can join together as citizens of the world to expand our community’s circle of friendship and peace around the globe.

～男女が、互いの人権を尊重し

あらゆる分野で平等に参画できるまちを目指して～

巻頭言記載予定

平成 27 年 3 月

上越市長 村山 秀幸

## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 計画の位置付け	
4 基本計画の構成と実施事業	
5 目標達成状況の評価と計画の見直し	
第2章 背景	4
第3章 現状と課題	7
1 上越市市民意識調査の概要	
2 調査結果から見た現状と課題	
3 第2次基本計画前期の進捗状況から見た現状と課題	
第4章 計画の基本的な考え方	12
1 第2次基本計画の特徴的な取組	
2 基本計画の骨格	
第5章 重点目標と基本計画の達成目標	18
1 重点目標と施策の方向	
2 基本計画の達成目標	
第6章 計画の推進	47
1 庁内推進体制の整備・充実と連携強化	
2 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働	
3 関係機関との連携強化	
参考資料	48
男女共同参画に関する国内外及び市の取組	
上越市男女共同参画基本条例	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
男女共同参画社会基本法	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	
上越市第2次男女共同参画基本計画の改訂経過	
用語解説	

## 第1章 計画の概要

この章では、計画策定の趣旨、計画期間、実施事業のあらましや目標達成状況の評価などについて、その概要を明らかにします。

### 1 計画策定の趣旨

上越市では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と捉え、その推進に努めてきました。

女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境をつくるのが大切です。しかし、社会的・文化的につくり上げられた性差は、様々な場面において、これを妨げてきました。

その中で家庭生活の場や地域社会の場は、職場や法律・制度と比べ男女共同参画の考えの浸透が特に低く、推進に向けた積極的な取組が必要とされる分野です。そして、地域生活に密着している地方行政こそ、地域の特性に応じた具体的な施策を行い、男女共同参画社会の形成のための取組を効果的に推進することが求められています。

男女共同参画社会の達成度を測る指標の一つとして、国、市共に定期的に調査を続けているアンケートの項目にある「男女の地位の平等感」を着実に上昇させ、上越市男女共同参画基本条例に基づき、総合的かつ計画的な推進を図るために「上越市第2次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、更なる男女共同参画社会の実現を目指します。

### 2 計画の期間

この計画は、第1次男女共同参画基本計画（以下「第1次基本計画」という）に当たる平成14年度から平成22年度に続く、第2次基本計画として、平成23年度から平成30年度までの8年間の計画期間とします。

また、8年間の計画期間内で平成23年度から26年度までの4年を前期とし、前期の最終年度にあたり、市民の意識調査や意見を聴くなど、当市の状況を把握し後期に向け計画の見直しを行いました。

**平成23年度から平成30年度までの8年間**

前期 平成23年度から平成26年度までの4年間

後期 平成27年度から平成30年度までの4年間

### 3 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項及び上越市男女共同参画基本条例（平成 14 年条例第 1 号）第 11 条第 1 項に基づく上越市の男女共同参画の推進に関する基本計画として策定するものです。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく上越市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という）の内容を併せ持ちます。

なお、この基本計画は、当市における最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」並びに市民一人一人の人権尊重等あらゆる差別の解消を目指す「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画（第 3 次人権総合計画）」等、関連する各種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。

### 4 基本計画の構成と実施事業

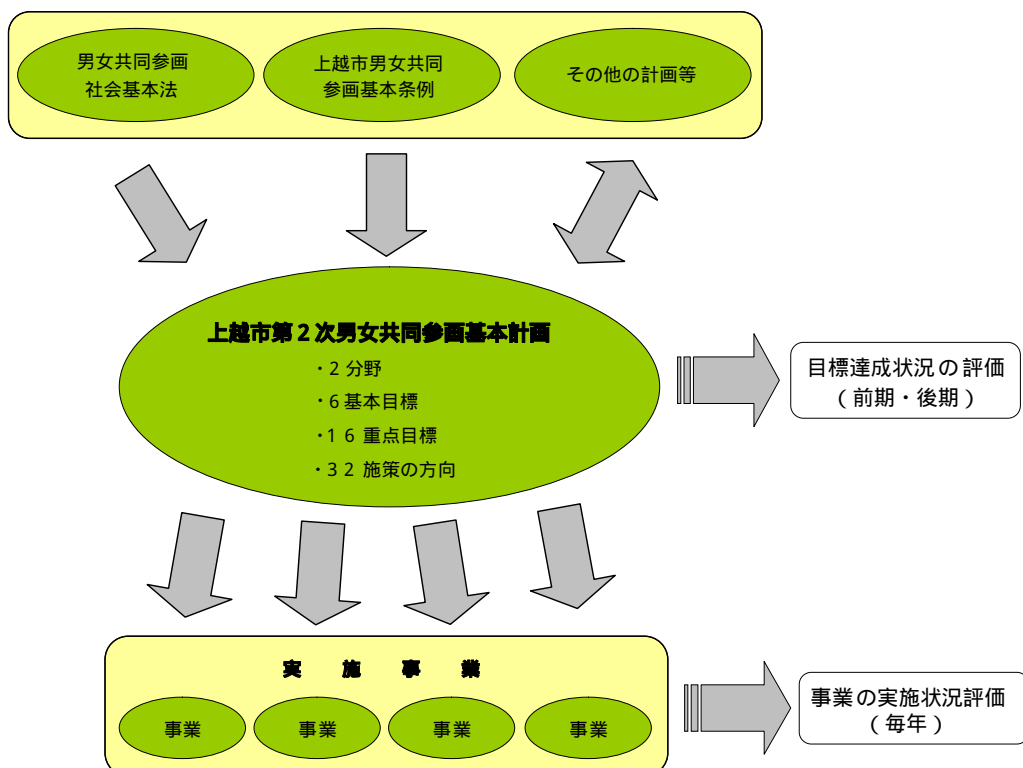
#### (1)基本計画の構成

この基本計画は、2つの分野に対する6つの基本目標、16の重点目標、さらに、32の施策の方向及び推進に向けた体制を示しています。

#### (2)実施事業

基本計画の各目標の達成に向けては、市役所内の各部署において32の施策の方向に基づいた有効な事業を着実に実施していくことが必要です。

なお、社会情勢等の変化により事業内容が変更されることを想定し、実施事業については長期的な目標達成値を掲げず、年度ごとに目標を定めて事業を展開します。そのため、実施事業は本計画書には掲載せず、別に進捗状況を管理します。



## 5 目標達成状況の評価と計画の見直し

### (1) 目標達成状況の評価

上越市男女共同参画審議会<sup>1</sup>

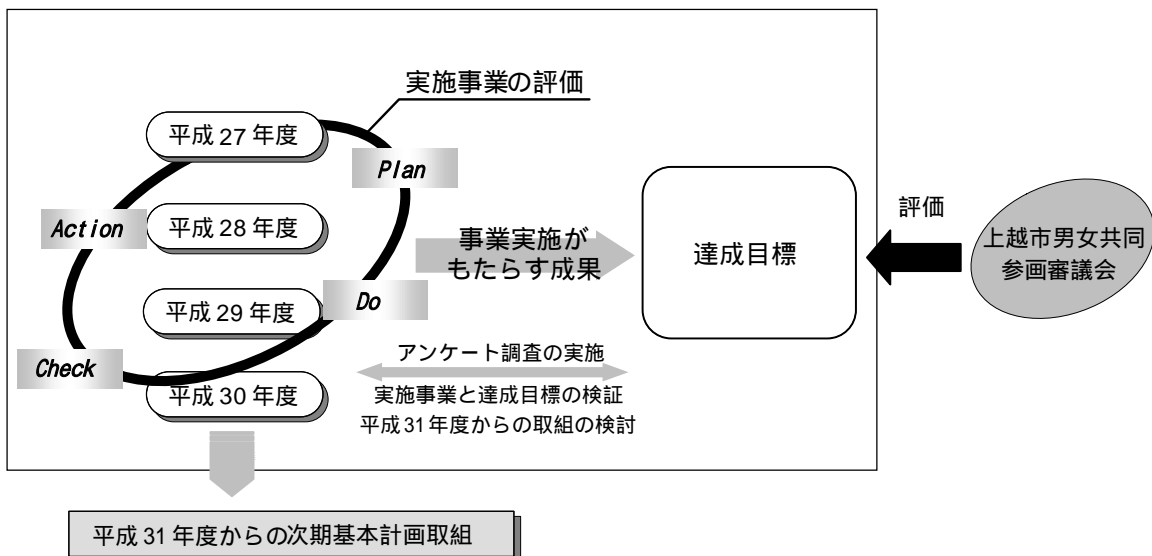
男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市男女共同参画基本条例に基づき設置する「上越市男女共同参画審議会」において、毎年度計画の進行管理及び事業の評価を行います。

#### 評価及び結果の公表

前述の上越市男女共同参画審議会における評価は、その結果を公表するとともに、それを次年度の事業に反映させるため、PDCAサイクルに基づき適宜改善を行います。

また、計画の前期・後期の最終年度には、市民意識調査の結果などアウトカム（事業実施の結果がもたらす成果）の視点からの検証を行い、計画全体の評価を行います。

#### 目標達成状況評価のイメージ



### (2) 計画の見直し

実施事業の目標は、上越市男女共同参画審議会において、事業の実施状況や社会情勢を踏まえ、毎年度の評価の中で必要に応じて見直しを行うこととします。

また、新規事業の取組や、実施事業の統廃合などについても同様とします。

## 第2章 背景

昭和54年(1979年)、国際連合総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。わが国においても男女の地位の平等を目指し、昭和60年(1985年)に同条約を批准し、昭和61年(1986年)に男女雇用機会均等法、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)が施行されました。

これ以降、「少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来」や「経済の低迷と閉塞感の高まり」などの社会情勢の下、国では基本法の施行後2次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を行ってきましたが、男女共同参画は必ずしも十分に進まなかったとし、更なる施策の推進を目的に第3次男女共同参画基本計画を平成22年(2010年)12月に閣議決定しました。

当市でも、男女共同参画社会実現の必要性を重要視し、平成7年(1995年)3月に上越市女性行動計画「じょうえつ女性アクションプラン」を策定しました。さらに平成13年(2001年)には新潟県内でもいち早く「男女共同参画都市」を宣言し、翌平成14年(2002年)3月に「上越市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「上越市男女共同参画基本計画」を策定しました。そして、これら基本計画に基づき行政内部の推進をはじめ、市民や地縁団体、事業者等との協働により様々な施策に積極的に取り組んできました。

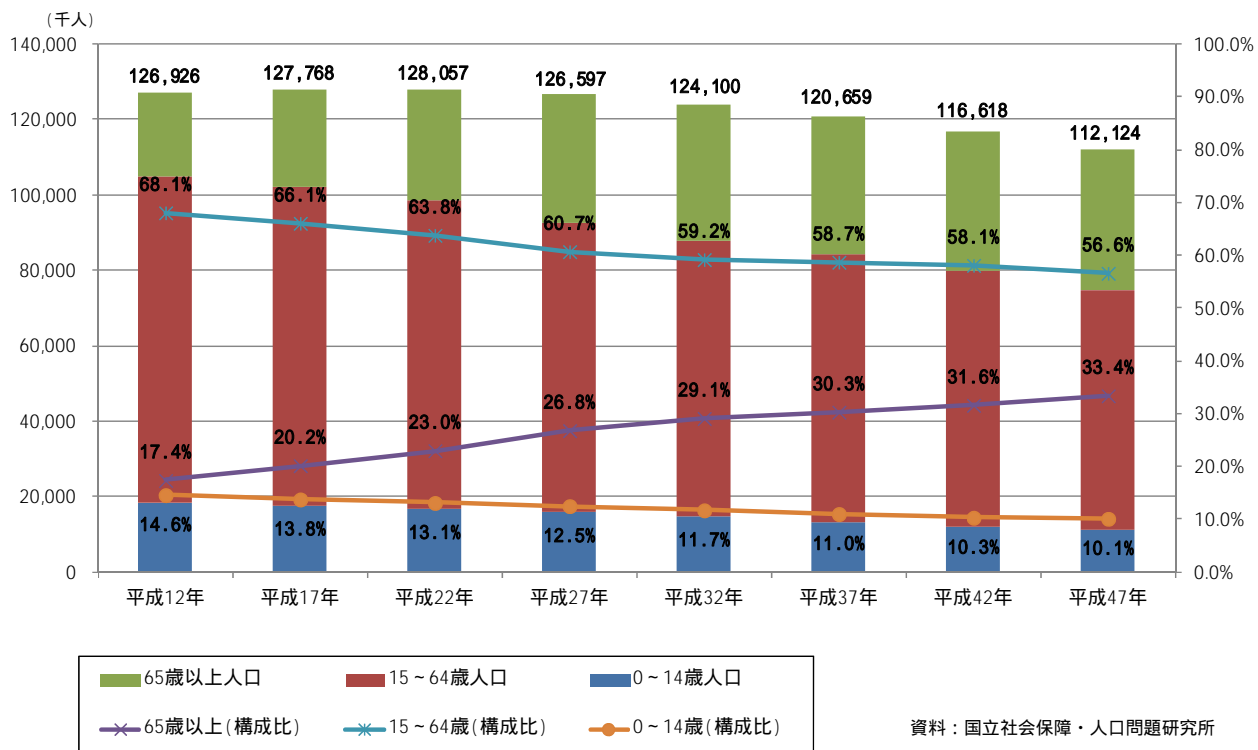
また、近年の社会情勢に目を向けると、誰もが仕事や家庭生活、自己啓発など様々な活動を自らが希望するバランスで生活するワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>が、個人のみならず経済社会の活力向上に資するとして注目されています。そして、その意識が浸透することは、男女共に働きやすい職場や家庭生活など、男女共同参画社会の実現につながるものとされています。

少子・高齢化の進展も男女共同参画社会の実現に大きな影響を及ぼします。国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、生産年齢人口は平成17年(2005年)66.1%から30年後の平成47年(2035年)には56.6%まで減少となり、逆に老年人口は平成17年(2005年)20.2%から30年後の平成47年(2035年)には33.4%に増加し、3.3人で1人の高齢者を支えていた社会から、1.7人で1人の高齢者を支える時代が到来すると予測しています。もし、このような未来が現実となれば、現在約303万人と推計されている就業を希望している女性の活躍が期待されます。現状は非正規、低賃金の労働状況にある女性も多く、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など、女性を取り巻く労働環境の改善が、今後、ますます期待される女性の社会進出に向けての課題となっています。

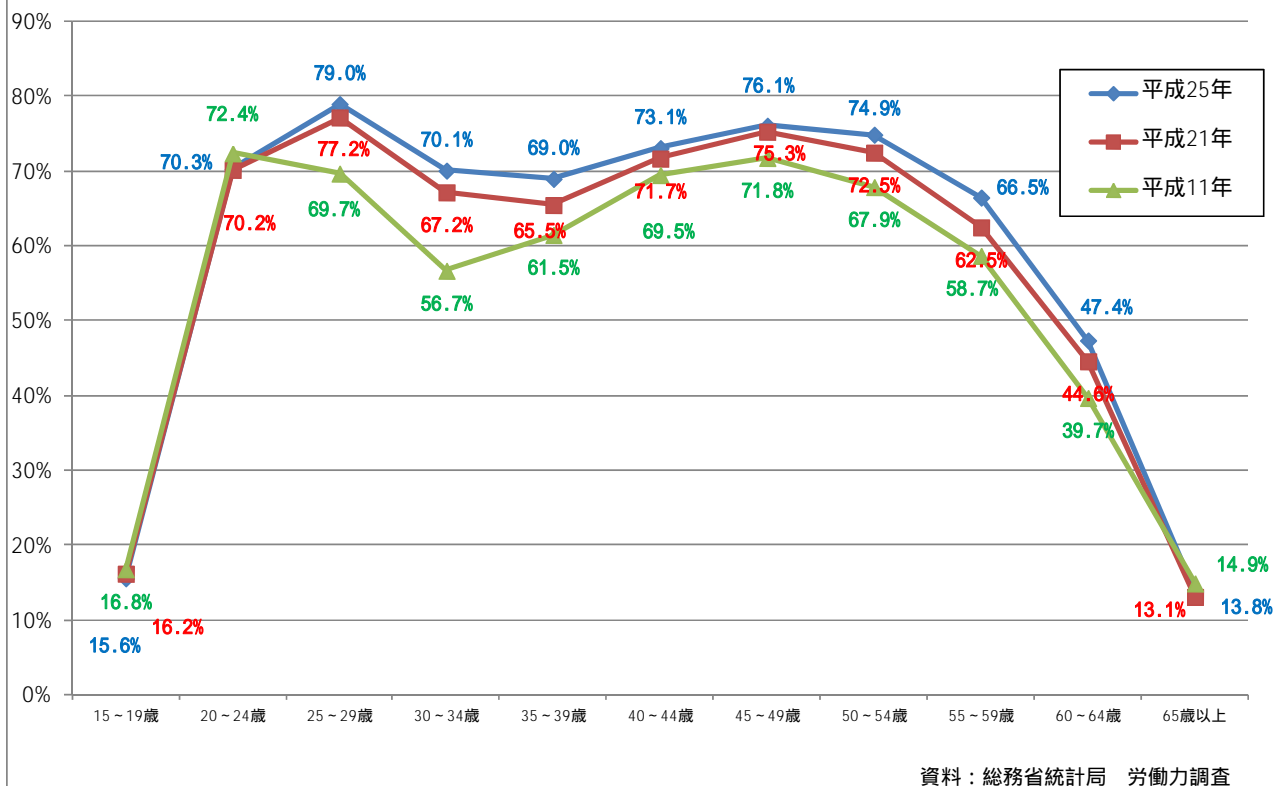
また、女性に対する暴力防止の分野では、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が、平成18年度(2006年度)の58,528件から平成25年度(2013年度)の99,961件と7年間で約1.7倍の増加になっています(内閣府調べ)。このような中、国では平成20年(2008年)に、改正したDV防止法を施行し、被害者の安全確保の強化を図るとともに、市町村に対しても配偶者からの暴力防止計画策定の努力義務を課しました。被害者の保護と自立支援の体制整備を行う方針が示されたことを受け、全国で施策推進の動きが広がっています。



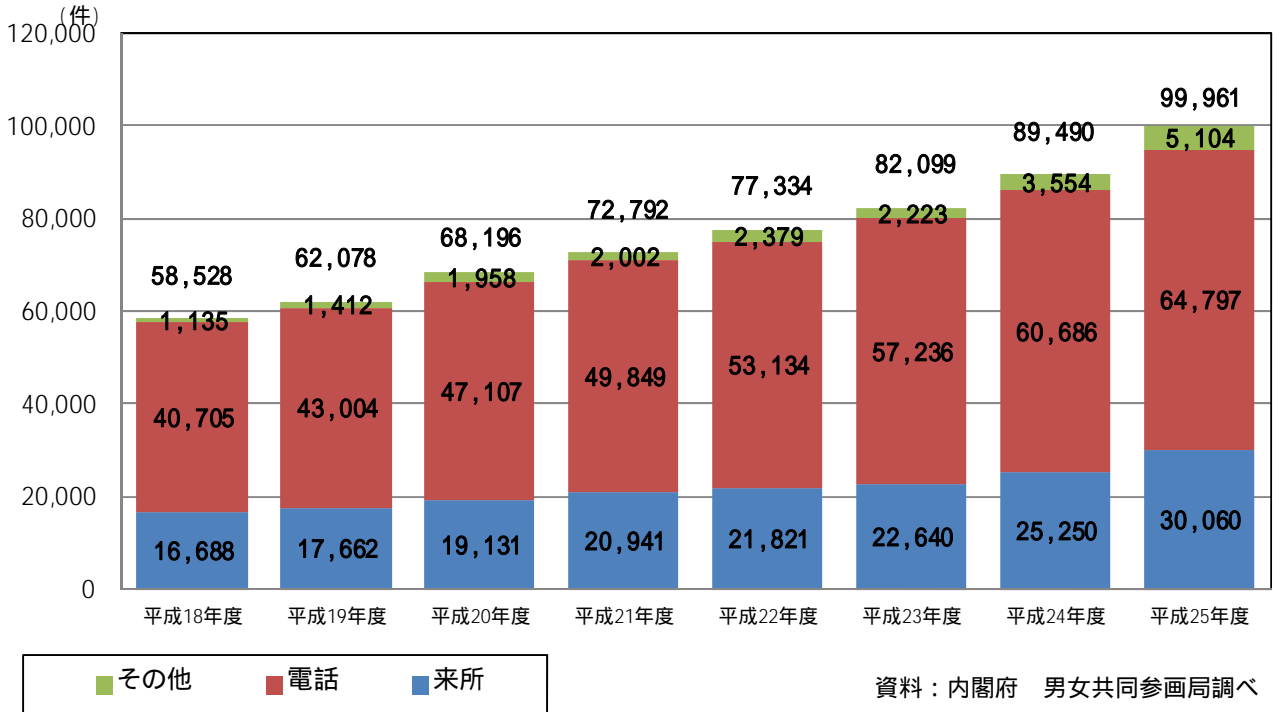
## 日本の将来推計人口



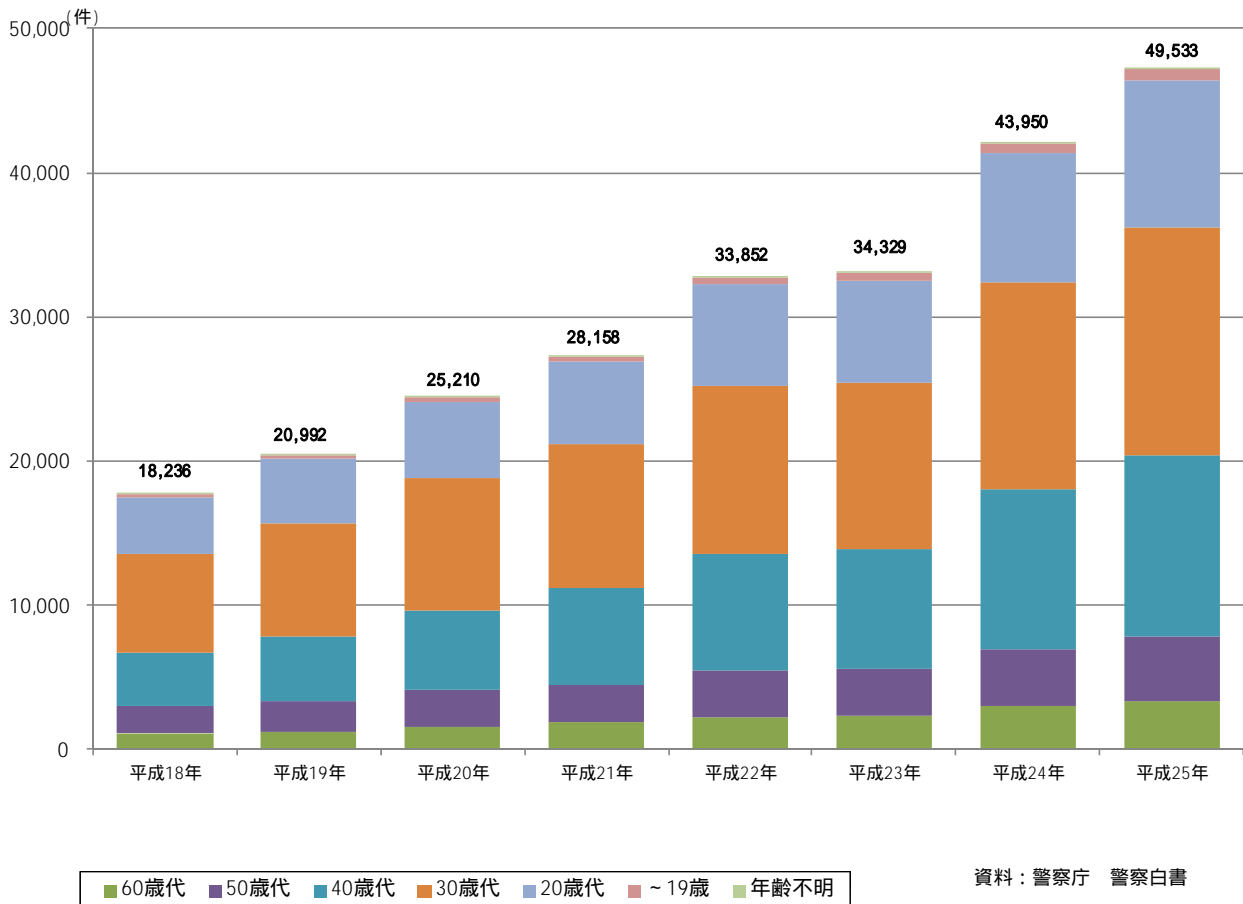
## 女性の年齢別労働力



### 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



### 配偶者からの暴力事案の被害件数



## 第3章 現状と課題

国や県をはじめ、全国の自治体や団体が、男女共同参画社会の実現に向け取組を実施しています。上越市においても平成14年3月に上越市男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において施策を展開してきましたが、男女共同参画の考えが広く浸透しているとは、言い難い状況にあります。

本章では、市民意識調査の結果を分析するとともに、第2次男女共同参画基本計画前期の取組を検証し、課題を明確にします。

### 1 上越市市民意識調査の概要

#### (1) 調査の目的

第2次基本計画前期の最終年度にあたり、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、平成27年度からの第2次男女共同参画基本計画改訂の基礎資料とするため、調査を実施しました。

#### (2) 調査設計と回収状況

- ・ 調査対象 上越市在住の満20歳以上の男女
- ・ 発送数 4,000（内訳：男性2,000、女性2,000）
- ・ 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- ・ 調査方法 郵便による配付及び回収
- ・ 調査期間 平成26年5月8日～5月26日（19日間）
- ・ 回収状況 1,468（内訳：男性676、女性764、性別無回答28）
- ・ 回収率 36.7%

#### (3) 報告書

調査結果は、市ホームページに掲載しているほか、共生まちづくり課、男女共同参画推進センター、各区総合事務所、南・北出張所、高田図書館、直江津図書館、高田地区公民館、直江津地区公民館、教育プラザに配置しています。

### 2 調査結果から見た現状と課題

男女の地位の平等感は、平成24年に国が実施した同様の調査と比較して、当市における各項目の平均では10.8ポイント低く、特に地域活動の場で22.6ポイント、家庭生活の場で20.1ポイントと大きく下回っています。

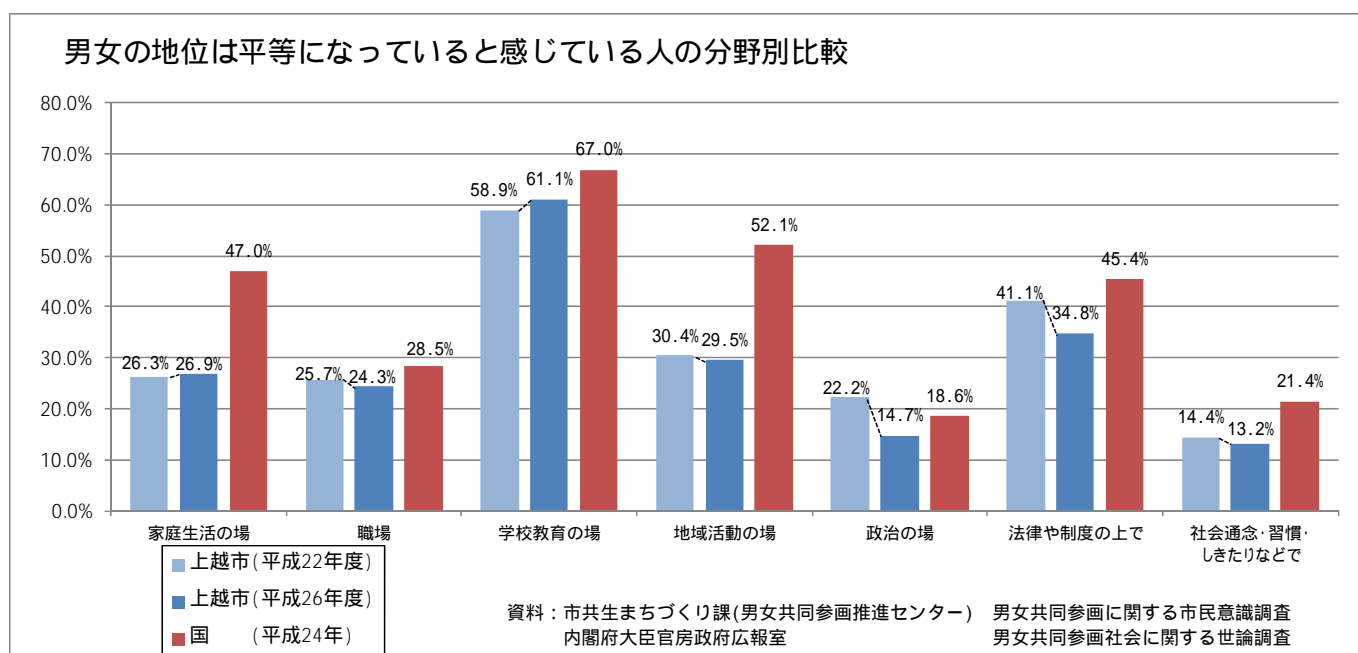
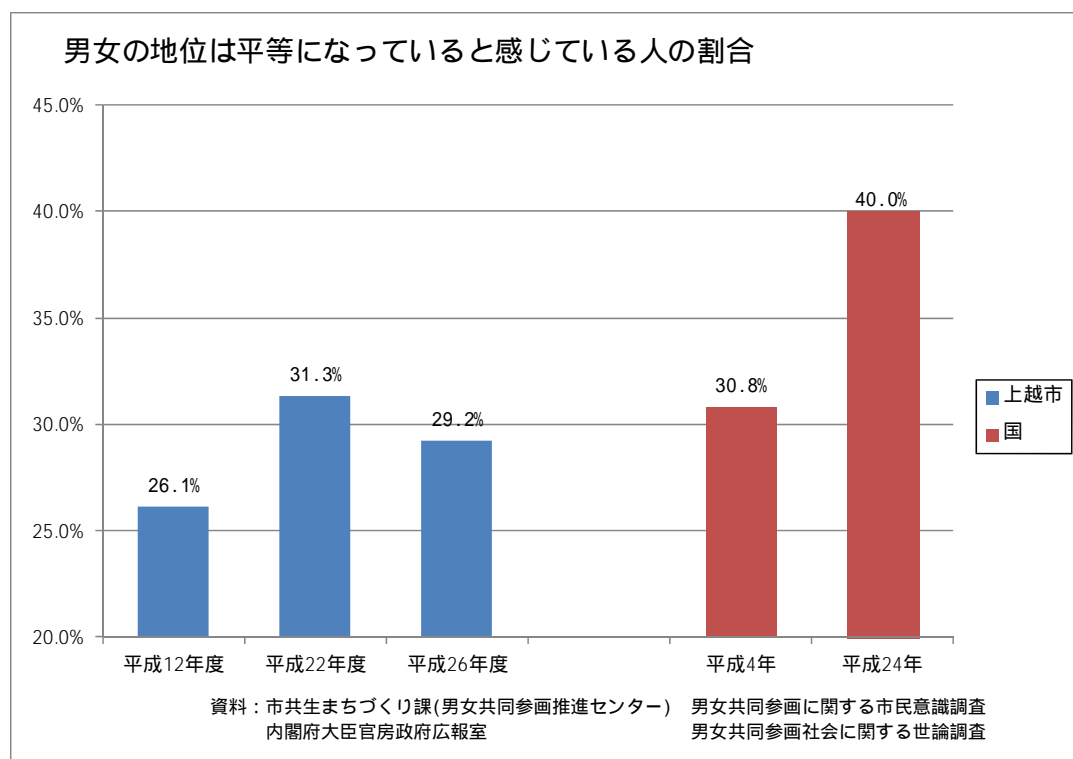
今回の調査結果を第2次基本計画策定前の平成22年度に実施した調査と比較すると、学校教育の場は他の項目と比べ最も平等感が高い項目であり、経年変化では58.9%から2.2ポイント上昇しました。その一方、政治の場における平等感は7.5ポイントともっとも低下し、次いで法律や制度の上における平等感6.3ポイント、職場における平等感で1.4ポイント、社会通念・習慣・しきたりで1.2ポイントと続き、男女の地位の平等感は4年間で平均2.1ポイント低下しています。

このように男女の地位の平等感は前回調査と比べ伸び悩む傾向にありますが、男女共同参画社会、DV<sup>3</sup>など主要な言葉の認知度は上昇していることから、単に平等感が低下したのでは

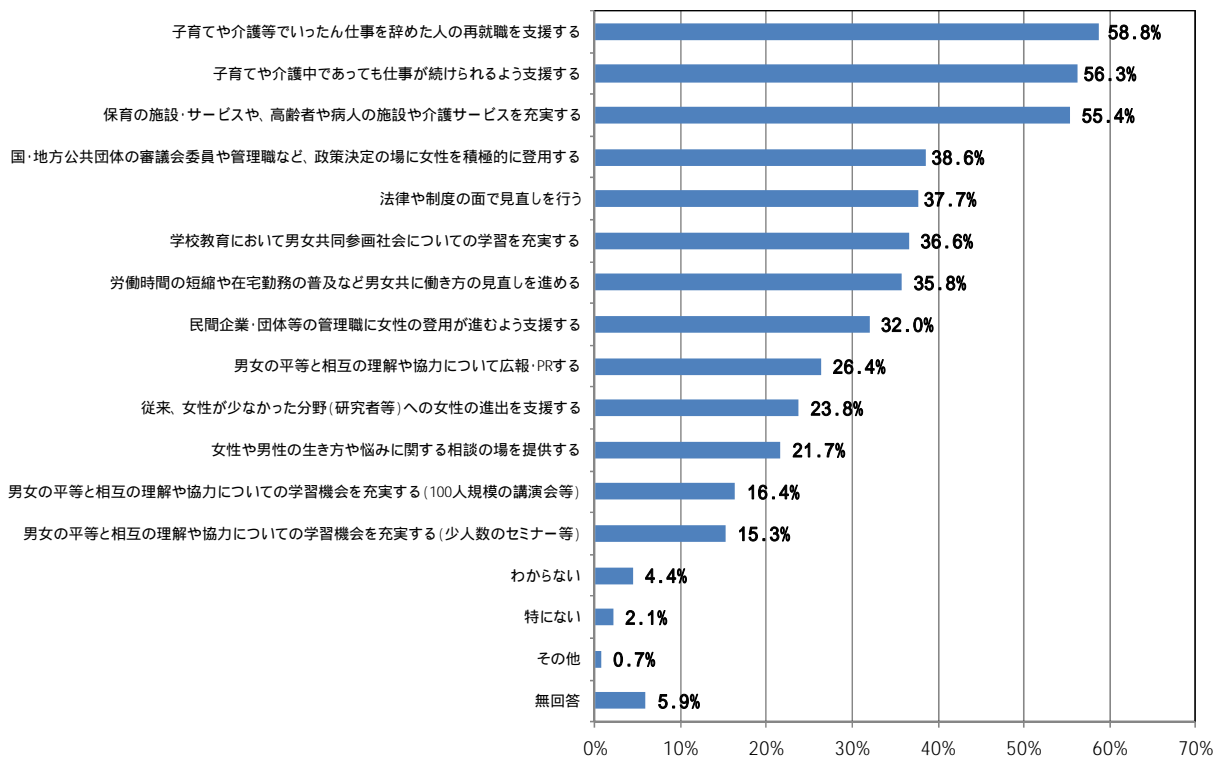
なく、市民意識、知識の向上により、現実の状況を反映した結果であるものと受け止めています。

また、自由意見では、男女共同参画に関する意識・考え方においては「幼少期からの教育が大事」「男女それぞれの個性を生かすことが大事」などという意見が多く見られました。しかしながら、町内会行事等の支度、後片づけなどは未だ女性の仕事であるという意見もあり、地域等においては男女共同参画がまだ十分に浸透していないという傾向も見られます。これは第2次計画で実施してきた事業の周知不足などにより、あらゆる立場の人々への啓発が行き届かなかったことが原因の一つとして考えられます。

行政の今後の取組については、再就職や子育て・介護と仕事の両立への支援に対する要望が多く、市職員が男女共同参画推進のための手本となるべきなどの回答もありました。



## 今後、力を入れていくべき行政の取組（複数回答）



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

### 3 第2次基本計画前期の進捗状況から見た現状と課題

第2次基本計画前期では6つの基本目標に対する16の重点目標、さらに32の施策の方向を設定し、広範な分野での取組を実施してきました。

#### (1) 第2次基本計画前期期間中の主な取組

##### 男女共同参画推進センターでの事業の展開

平成13年3月に設置した男女共同参画推進センターは、平成14年4月に施行した上越市男女共同参画基本条例で、基本計画を推進するための拠点施設であり、男女共同参画の促進に関する市民活動の拠点施設であると位置付けています。

センターでは、様々な市民団体からセンター登録団体として登録していただき、団体の活動に必要なパソコンやプリンターの貸し出しや各種情報提供など、その活動を支援してきました。

また、平成24年度までは公募によって選任された企画委員の自主的な運営により各種講座が企画され、市民や事業者、地縁団体など多くの参加者に対して男女共同参画の啓発を行ってきました。平成25年度からは、センターとセンター登録団体がセンター講座の開催や、情報紙の発行など事業の企画・運営について意見交換を行いながら連携を図っています。さらに、主に女性が直面する様々な悩みや問題について相談に応じるため、女性相談窓口を設置し、専任の相談員3人が相談にあたっています。

### 各種イベント・啓発事業の実施

平成 13 年 9 月には市民と行政がその必要性をさらに確認し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的として、男女共同参画都市宣言を行いました。そして平成 18 年 11 月には男女共同参画都市宣言を行った自治体の首長による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催し、国と各宣言都市及び地域の住民との連携・交流を深め、全国レベルでの意識の高揚を図りました。

また、平成 17 年度から平成 23 年度にかけて「男女共同参画フェスタ」を開催し、市民とともに市をあげて男女共同参画社会実現の気運を広く醸成することを目指した取組を進めてきました。

現在は、男女共同参画の普及・意識啓発活動として、男女共同参画推進センター講座をセンター登録団体等の協力を得ながら実施しています。

### 地域からの男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進や意識の高揚を図るため、市内小学校区単位で委嘱してきた地域推進員<sup>4</sup>に代わり、平成 25 年度からは公募制の「男女共同参画サポーター<sup>5</sup>」制度に移行し、地域における普及・啓発活動を進めています。

また、センター職員が地域に出向き、地域の課題などのテーマに基づいて意見交換を行う「ミニ座談会」を平成 23 年度からは地域自治区単位（13 区）でも実施しています。

### 多様な広報活動

広く市民に男女共同参画の考え方を伝えるには、広報活動も必要です。

センターでは、男女共同参画の理念・必要性などについて普及・啓発を図ること及び拠点施設である男女共同参画推進センターの活動を幅広く周知するため、年 4 回の情報紙「ウィズじょうえつ」を発行するとともに、毎年、市の施策の実施状況と実施計画を冊子「上越市の男女共同参画の取組」やホームページなどにより広報しています。

### 行政における推進体制の整備

平成 14 年度に男女共同参画審議会<sup>1</sup>と男女共同参画行政推進会議<sup>6</sup>を設置しました。

男女共同参画審議会は学識経験者、事業者、地縁団体の代表、公募に応じた市民等で組織され、市の男女共同参画に関する重要事項を審議していただいております。行政推進会議は市長を議長とし、男女共同参画に関する基本的な政策を協議しています。

また、深刻な社会問題となっている配偶者間の暴力については、被害者への的確な支援と市役所内の円滑な連絡調整を図るため上越市 DV 防止庁内連絡会議を毎年開催しています。

## (2)進捗状況と課題

第2次前期の計画期間中には、女性に対する取組に合わせ、男性・子どもに向けた意識啓発の取組も新たに加え、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んできました。

また、男女共同参画基本計画とDV防止計画を一体的に策定し、「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの分野から、「男女共同参画社会の実現を目指してきました。

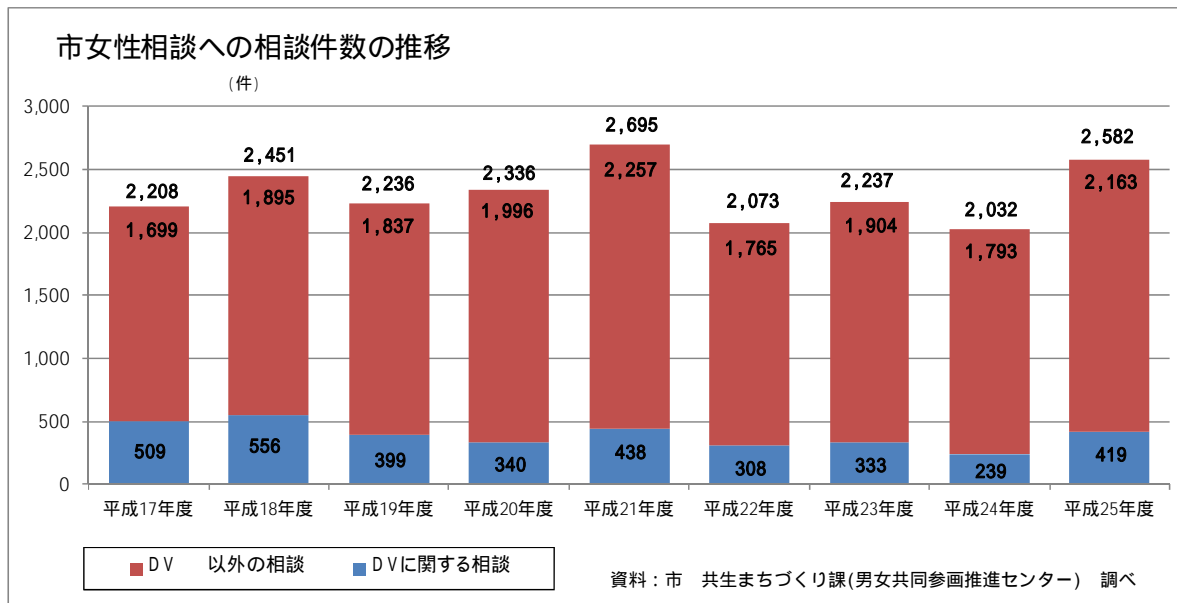
その結果は、男女共同参画社会やDV防止法など言葉の認知度（市民意識調査）は上昇し、一定の認知がされてきたところですが、男女の地位の平等感の低下、依然として残る家庭での性別により役割分担を固定する意識<sup>7</sup>や、生活の中での仕事を偏重せざるを得ない状況など、固定的性別役割分担の解消やワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>の実現などには遠い状況が見て取れます。これらを踏まえて、少子高齢化が進むなか「人と地域が輝くまちづくりに向けた女性参画の促進」といった地域などにおける女性の参画を促すことに加え、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の促進」といった職場環境の改善の推進を積極的に行い、男女共同参画の考えが広く浸透することを目指します。

男女共同参画社会実現への取組においては、長期的な視野に立つ必要があることから、特に次代を担う子どもたちへの働きかけが不可欠で、子どもの頃から自己形成の過程の中で男女共同参画の理解を促すとともに普及・啓発活動を強化していくことが必要です。

また、男女共同参画社会とは、男女の人権が等しく尊重される社会です。これを阻んでいる大きな問題のひとつに、女性に対する暴力があります。上越市の女性相談への相談件数は、第2次計画を策定した平成22年度には2,073件であったものが、平成25年度には2,582件と約1.2倍に増加しています。また、全相談件数に占める配偶者からの暴力に関する相談の割合が14.9%から16.2%へと1.1倍に増加し、特に女性に対する暴力が増加しています。

配偶者からの暴力は、国においてはDV防止法の整備、市においても相談窓口の周知を進めるなどの体制整備や、身体的暴力以外の暴力の認知が進んだことからその潜在的な存在が明るみに出ることにより相談件数の増加につながったものと考えます。

したがって、重大な人権侵害である配偶者からの暴力を根絶する取組として、市でも被害者の安全確保を第一に、関係機関と密接に連携を図り、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援が重要となります。



## 第4章 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範で多岐にわたるため、特定の部署のみで対応するには限度があります。行政の各領域にまたがる施策を意識啓発や環境づくりなどの分野に整理し、基本理念の達成に向け総合的、効果的に推進する施策を展開します。

### 1 第2次基本計画の特徴的な取組

#### (1) 第1次基本計画の反省を踏まえた施策

今までの施策は女性に対する取組に重点を置き、第1次基本計画では、女性の人権確保、心身の健康づくり、方針決定の場への参画等、女性の地位の向上を目指す取組を中心に展開してきました。

今後は、従前の女性に対する取組に加え、主に男性を中心として形成されている職場、地域、家庭などのあらゆる場面で全ての男女が活躍できる社会にするため、また、長時間労働の見直しや性別で役割分担を固定する意識<sup>7</sup>の解消など、職場や家庭内における課題に対応するためには、男性に向けた積極的なアプローチも必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進するなどの将来を見通した施策の展開も重要な視点となります。

これらのことから、男性及び子どもへの男女共同参画に関する意識の啓発に取り組んでいきます。

#### (2) 市民意識調査の結果の反映

平成26年5月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果、今後行政が力を入れるべき取組として、平成22年度の調査と同様に「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」及び「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」に多くの回答が集まりました。また、女性の能力を発揮する場としての管理職への登用や多くの分野へ進出するための支援などにも回答が寄せられました。

このことから、第2次基本計画後期においても、「労働環境の見直しの推進」、「女性の能力発揮への支援」、「子育て、介護への支援の充実」を重点目標に位置付け、関係部署と連携した施策を引き続き行います。

#### (3) 男女共同参画基本計画とDV防止計画の一体的な策定

男女共同参画社会は男女が平等な存在であることが大前提です。平等な社会の中で暴力は重大な人権侵害であり、配偶者間の暴力の多くは男性から女性に対して行われているのが現状で、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。このように「男女共同参画推進のための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止」は非常に密接に関連しており、どちらも重要な施策であることから「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの分野から「目指すまちの姿」の実現を目指します。

なお、国では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、市町村に施策の実施に関する基本的な計画策定の努力義務を課しています。ただし、他の法律に基づく既存の計画であって内容が重複するものを見直しを行い、市町村基本計画とすることもできるとしています。



#### (4) 基本計画の改訂にあたり

基本計画の改訂にあたり、次の3点を見直しの視点として位置づけました。

##### 基本計画前期の評価・検証と課題抽出

男女共同参画審議会での審議や、市民意識調査、企業・市職員アンケート、関係団体やセンター講座での意見交換を通して、前期期間の評価・検証及び、新たな課題の抽出を行いました。

##### 国・県の動向及び、社会・経済情勢の変化への対応

国・県などの動向や、関連計画との整合性の検証を行いました。

また平成23年発生した東日本大震災を契機に明らかになった男女共同参画への諸課題への対応については、国の指針や、現計画との整合性を図りながら、検証を行いました。

##### 上越市としての新たな男女共同参画の視点

上越市は市町村合併により多様な地域性があり、その中で地域における男女共同参画を一層推進するために、実情を踏まえた男女共同参画のあり方について検討を行うとともに、市民との意見交換を実施しました。

##### その他

計画前期に設定した数値目標について評価・検証を行い、後期計画改訂時に検討することとされていた指標については、目標値を設定しました。また、市が策定した健康増進計画との整合性並びに後期目標を達成した指標については、目標値を変更しました。

平成26年度に実施した市民意識調査等を用い、掲載資料を直近のものとししました。

その他、表現等の細部の見直しを行いました。

2 基本計画の骨格

上越市第2次男女共同参画基本計画体系図



(1) 目指すまちの姿

この計画では

「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で

平等に参画できるまち」

を目指すまちの姿に掲げ、その実現に向け分野ごとに施策の展開を図ります。

(2) 分野

男女が等しく参画するための社会環境整備

経済の低迷に加え閉塞感の高まりや少子・高齢化が進む中、女性をはじめとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められています。女性がその能力を十分に発揮し、経済社会に参画する機会を確保することは、持続的に社会を発展させていく上で大変重要です。

また、多様な生き方を尊重し、全ての人々が職場、地域、家庭など様々な場面で活躍できる社会は、女性にとっても男性にとっても平等感にあふれ、それぞれの能力を発揮できる活力のある社会です。

しかしながら、現状を見ると男女共同参画に対する考え方は、しきたりや習慣、年代、家庭環境などにより様々です。これらの様々な場面における男女共同参画に対する意識を向上させ、女性と男性が互いの意見や能力、人格を大切に、全ての人々が生き生きと暮らすことのできるまちを目指します。

配偶者からの暴力防止・被害者支援

配偶者間や内縁関係などの男女間において、一方を暴力で支配することは、男女が互いを個人として尊重することを前提とする男女共同参画の視点からも、解消すべき課題といえます。これら男女間の人権侵害が一般社会における男女共同参画推進を阻害する要因ともなることから、男女間の暴力を未然に防ぐと共に、被害者を的確に救済する対策を講じる必要があります。

なお、DV防止法では被害者を女性に限定していませんが、歴史的・文化的な背景や個人が育った家庭環境など、取り巻く環境に影響を受けることもあり、一般的には男性の方が、身体的、経済的及び社会的な「力」を持ち、このような力の差を利用して女性に向けて起こる場合が多い傾向にあります。

このような事案は家庭内や親密な関係において起こるため、周囲の人は気が付きにくく、事件への発展や相談などにより表面に出るものは一部であり、潜在的な件数は膨大な数に上ると予想されます。

信頼していた人からの暴力は、外傷以外にも心に深い傷を負います。被害者のその後の人生が大きく変わる場合もあります。わたしたちは全ての人々が安心して健やかに生活できるよう、暴力を認めないまちを目指します。

### (3)基本目標

#### (分野1)男女が等しく参画するための社会環境整備

##### 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画を推進するためには、男女共に男女共同参画社会を正しく理解することが前提です。また、男女共同参画社会の実現には、個人の生き方や活動が多様化する中で、男女が共に相手の考えを尊重することが大切です。そのためには当然ながら、女性だけではなく男性の意識改革も重要となります。市民意識調査では、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計を助ける程度に働くという意識は、女性よりも男性に多く残っている傾向にあります。これからは、女性の地位の向上はもとより、男性に対して性別により役割分担を固定する意識<sup>7</sup>からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める必要があります。

また、幼少期からの男女平等教育は、成長し社会に出てからも、多様なライフスタイルは自然なことと受け入れ、互いの人格を認め合いながらそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成する上で大変重要です。

今一度「なぜ、男女共同参画社会が重要なのか」という問いかけから始め、「男女共同参画<sup>イコール</sup> = 難しい、必要ない」という意識を打ち払い、老若男女が男女共同参画を正しく理解し合う社会を目指します。

##### 男女共同参画を実践できる環境づくり

男女雇用機会均等法の施行以来、社会でも女性の進出が進み、あらゆる分野で女性が活躍しています。

理想では、「男女が共に仕事をし、共に家事を行う」と考えていても、現実では、男性は家庭生活より仕事を優先している傾向にあり、家庭での役割で女性への負担が大きいのが現状です。

前述の基本目標「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」を推進する上で、それを実践できる環境がなければ、男女共同参画社会の進展は望めません。そのためにも、市民生活に密着している分野での環境整備の推進と阻害要因の解消を行い、全ての男女が共に生き生きと生活を送ることができ、互いを尊重できる環境を目指します。

##### 女性に特化した取組の強化

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての土台と言えます。

なかでも女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性といった男性と大きく異なる場面があり、思春期から始まり更年期、高齢期といった多くの健康上の問題と直面します。このため、女性が自らの健康を守るため、自らの判断で今後を決定する権利を尊重することが大切となります。

また、女性が能力を十分に発揮して、その意見を社会に反映させるため、企業の管理職や議員、町内会長など、リーダーシップを発揮する場への女性の登用が求められています。

特に、女性は子育てや介護等の家庭の事情により、いったん職を離れてしまうことがいまだに多く見受けられます。その状況の中で家庭生活と仕事の両立の難しさから再就職も困難となってしまうことが大きな課題の一つと考えられ、その支援が必要とされています。

このように女性が直面する問題に対し、積極的な取組を実施し、男女間の格差がなくなるような改善措置を行っていきます。

#### 推進体制の整備

男女共同参画社会を目指す上で、市民生活に密接に関係する行政の役割は大変重要です。様々な分野において男女共同参画社会を実感できるまちを目指し、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることが、効率的かつ効果的な事業の推進につながります。

さらに、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用し、両性の意見を施策に反映させていきます。

なお、市の男女共同参画の拠点施設である男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進のための各種講座の開催や関係する情報の発信などを行っています。今後も市民の意見を入れながら効果的な事業運営に努めます。

#### (分野2)配偶者からの暴力防止・被害者支援

##### 暴力を許さない社会づくり

市民意識調査や国が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、30%以上の女性が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。また、殴る蹴るという行為については、多くの人が暴力と感じていますが、行動の監視や存在の無視といった行為は暴力と感じない傾向にあります。

いかなる理由があっても配偶者からの暴力などは犯罪になり得る行為であり、身体への直接的な暴力だけではなく言葉の暴力など精神的苦痛を与えることも含め、重大な人権侵害であるという認識を一人一人が持つことが必要です。

男女平等の妨げとなる女性に対するあらゆる暴力根絶を目指し、予防の取組や相談業務の充実を図ります。

##### 被害者の救済

配偶者からの暴力被害の多くは女性であり、経済的、精神的自立が困難な場合があります。また、被害者自身のケアのほか、子ども連れでの避難や住宅の確保など、状況により多岐にわたる支援が必要となります。

被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察へ通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを促すなどの措置を講ずることも必要です。

安全の確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。

## 第5章 重点目標と基本計画の達成目標

### 1 重点目標と施策の方向

#### 【分野1 - 基本目標1 - 重点目標1】男女共同参画についての理解の促進

男女共同参画社会の実現には、その必要性を誰もが正しく理解し、広く浸透することが不可欠です。

男女共同参画社会、DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>3</sup>に代表されるように主な言葉の認知度は上がってきていますが、例えばリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する女性の健康・権利）<sup>8</sup>やアンペイドワーク（無償労働）<sup>9</sup>、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）<sup>10</sup>などの関連する言葉は普段生活する上で馴染みがなく、言葉自体を知らない人が多くを占めています。

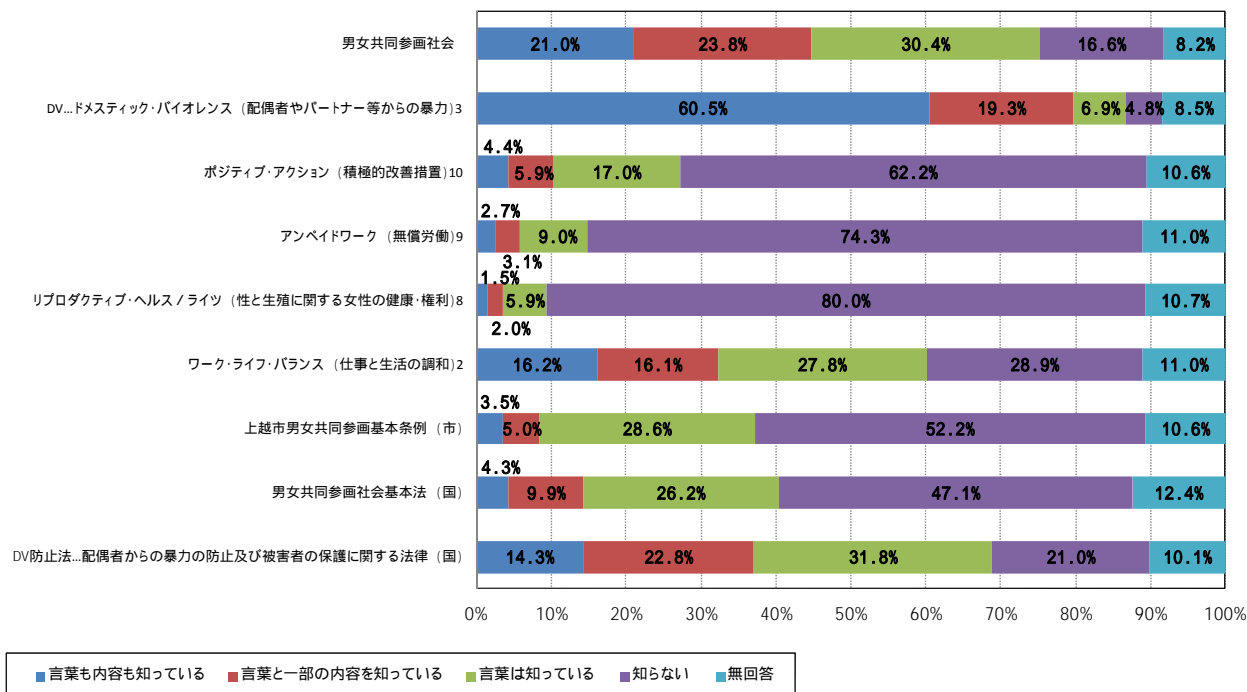
関連する言葉が広く認知されるよう基礎知識部分の啓発活動を着実にを行い、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
男女共同参画社会の認知度	35.9% (H22)	43.0%	44.8% (H26)	50.0%

(施策の方向)

- ・ 広報などを通じた継続的啓発活動の推進
- ・ 男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進

#### 男女共同参画に関する言葉等の認知度



【分野 1 - 基本目標 1 - 重点目標 2】男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとして、長い年月の間に生活に根付いた性別の違いを理由に役割分担を固定する意識<sup>7</sup>の存在があります。各時代での教育や社会情勢の変化により徐々に緩和されてきていますが、多くの人にはこの意識が根強く残っているのが現状です。

職場での女性の地位や就労環境は、男女雇用機会均等法や育児休業法などの法整備により改善されつつありますが、家庭内や地域社会での女性の地位を低く感じている人が依然として多く見られます。

多くの人たちが男女共同参画社会実現への進展を実感できるようになるためには、家庭内や地域など身近な環境が平等になるよう取り組んでいくことが極めて重要です。加えて少子高齢化の進むなか、活力のある地域や家庭を形成していくためには、互いの支え合いや女性の活躍できる環境づくりを進めることが必要です。

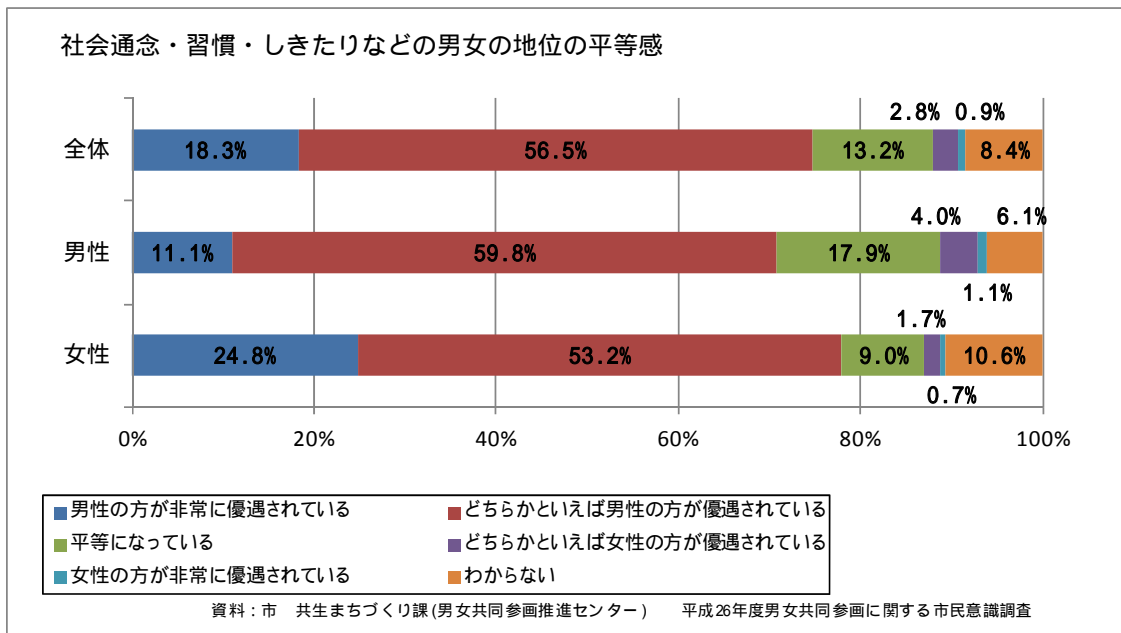
また、国・県・市では防災分野における女性の参画の拡大を目指していますが、特に東日本大震災における長期的な避難生活などから男女共同参画の諸問題が明らかになりました。

例えば、避難所運営の意思決定の場に女性が加わっていなかったことから、女性の要望や意見が重視されない傾向にあったことや、長期間の避難生活におけるストレスや職を失ったこと等が要因の一つとなり、女性のDV<sup>3</sup>被害が深刻化したなどの問題がありました。これらの経緯などから、男女の性別に配慮し、ニーズに応じた災害支援や復興対策が求められています。そのためにも、地域における防災・防犯体制には男女双方の参画が必要になります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感	14.4% (H22)	16.4%	13.2% (H26)	18.4%

( 施策の方向 )

- ・ 出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施
- ・ あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施



【分野 1 - 基本目標 1 - 重点目標 3】男性への意識啓発の推進

国連婦人の地位委員会では、男性が、男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべき存在であると指摘しています。

国でも、男女共同参画が十分に進まなかった理由の一つとして、男性の多くは男女共同参画を「女性の問題」あるいは「家庭や職場の男女間のささいな問題」と捉える傾向にあり、「自分の問題」、「日本社会に大きな意味をもつもの」という視点での認識が低いと考察しています。

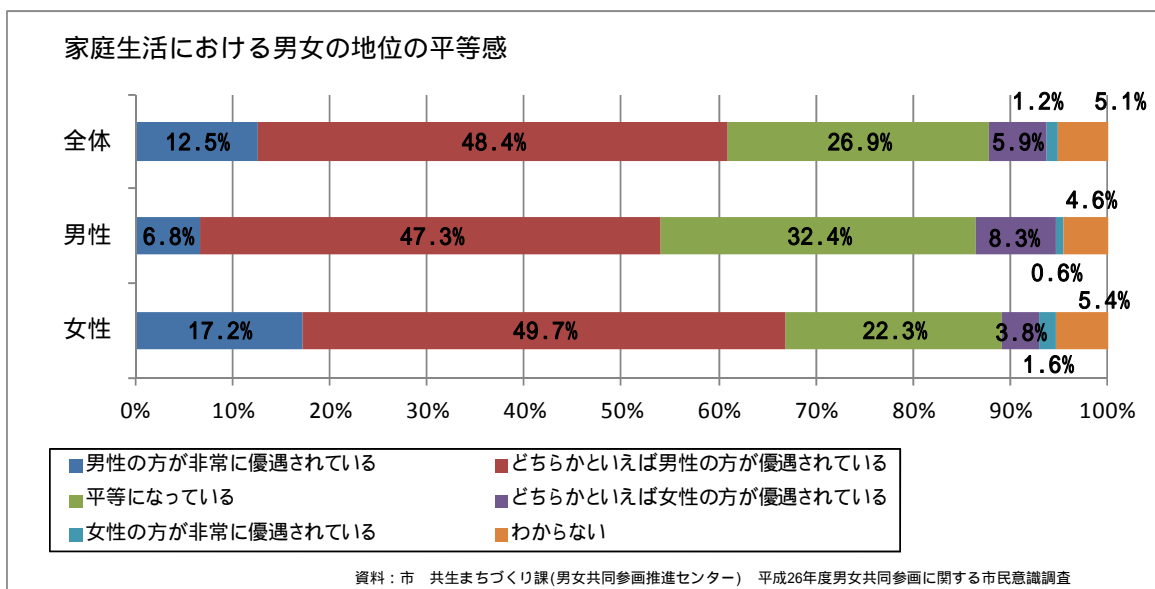
そこで、一つの例として市民意識調査の家庭での家事分担に注目すると、「妻が主に家事をする」ことが多い現状ですが、男女共に意識の上では「夫も妻も共に家事をすることが望ましい」という考えも多いことから、男性の行動次第では、女性の負担が大きく減少することが期待されます。

今後は、男性に向けて男女共同参画社会の理解を積極的に働きかけ、男女の人権が等しく尊重され、互いが支えあい、一人の個人として生き生きと暮らせる社会を目指すことが必要です。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
家庭生活における男女の地位の平等感	26.3% (H22)	28.3%	26.9% (H26)	30.3%

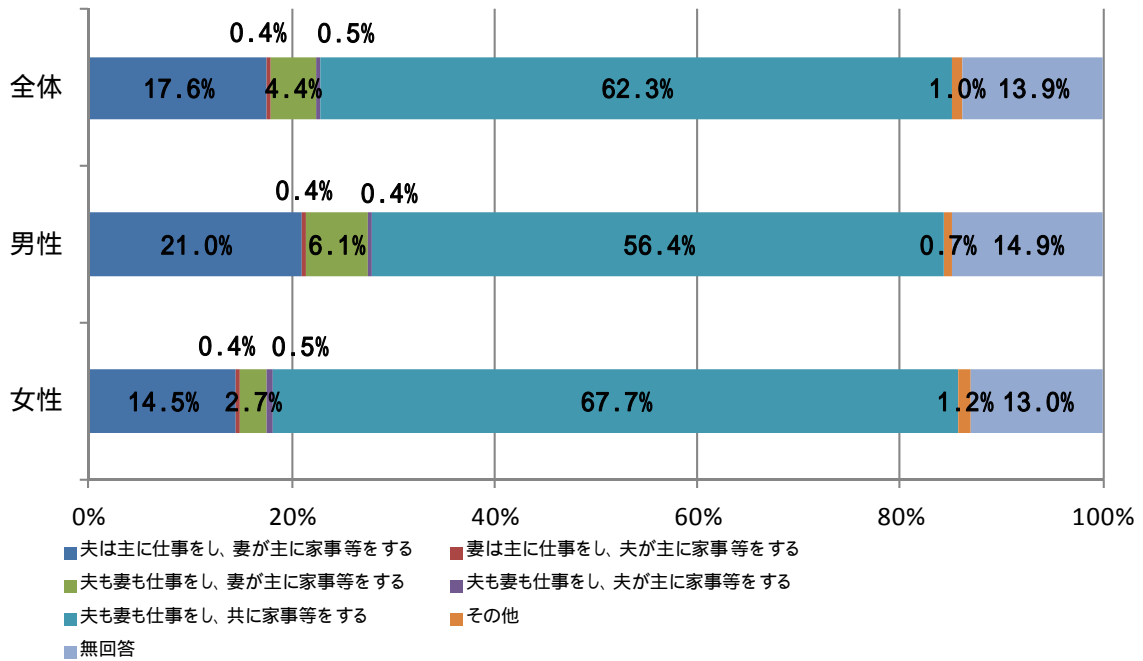
(施策の方向)

- ・男性への積極的な啓発活動の推進
- ・男性の家庭生活への参画の促進



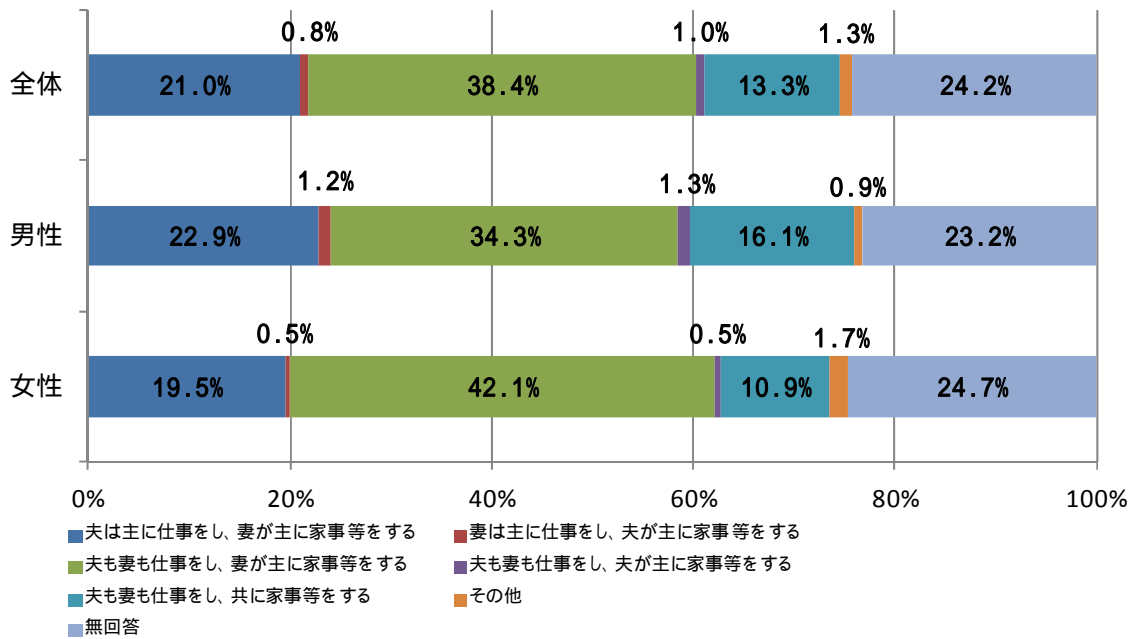


### 夫婦の役割分担の理想



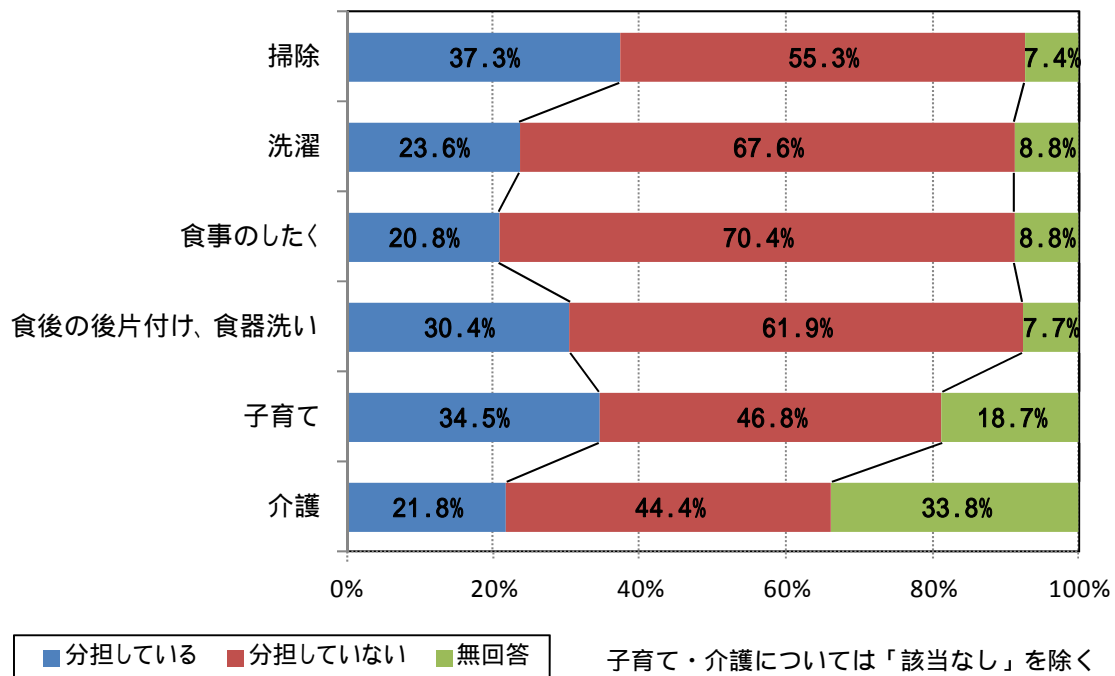
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

### 夫婦の役割分担の実態（既婚有配偶者の回答）



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

夫婦間での家事の役割分担の状況



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

【分野 1 - 基本目標 1 - 重点目標 4】 子どもへの意識啓発の推進

子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を受けることや生活環境に身を置くことは、その後の人格形成にも大きな影響を与えます。当市では全ての市立小・中学校において、担当者を置き、職員への研修や男女平等教育に基づく授業を行っています。

しかし、社会ではいまだに「男らしく」「女らしく」という性別による振る舞い方を区別した考えを持つ人もいます。性別による固定的な意識の解消は学校での教育だけではなく、幼児期から体験し経験を積むことも重要であり、その中で、幼稚園教諭や保育士の指導は多大な影響力を持ちます。

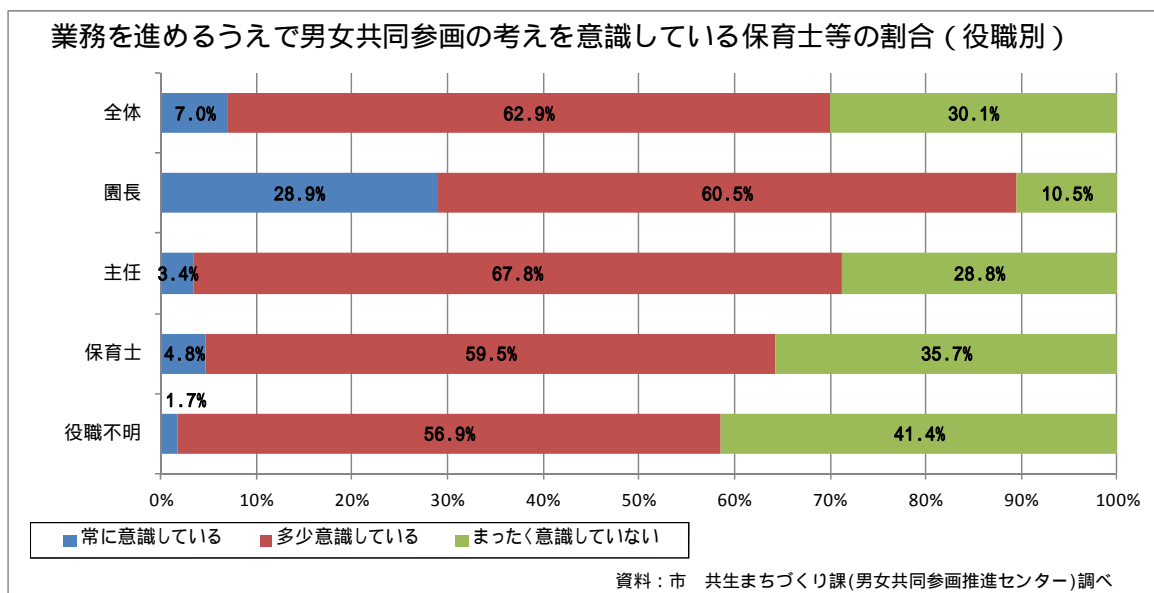
文部科学省が定める幼稚園教育要領では「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と規定されています。また厚生労働省が定める保育指針では「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と規定されています。

子どもへの意識啓発に際しては、このような基本方針を考慮しながら、男女共同参画の考え方が全ての子どもに浸透するよう、子どもが健やかに成長し、個性を発揮できる環境づくりに努めます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している保育士等の割合	74.4% (H22)	現状値より 向上	69.9% (H26)	前回調査値 より向上

(施策の方向)

- ・ 保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底
- ・ 教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実



【分野 1 - 基本目標 2 - 重点目標 1】 労働環境の見直しの推進

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を発揮し健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに応じて仕事と家庭生活が両立できる社会環境が求められる時代になりました。

近年、一部の企業では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>2</sup>の実現のため、男女が共に働きやすい職場環境を整えることで、多様な人材を生かし、活力ある会社を運営していく動きが見受けられますが、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家事分担等に必要な家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事、子育て、介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にあるものと考えます。

次代を担う子どもたちを健やかに育成する視点からも、男女が共に子どもと向き合う時間が十分確保されるよう、育児休業制度などの積極的な活用に向けた周知・啓発のほか、企業への出前講座などにより企業の主体的な労働環境の見直しを促進する必要があるといえます。

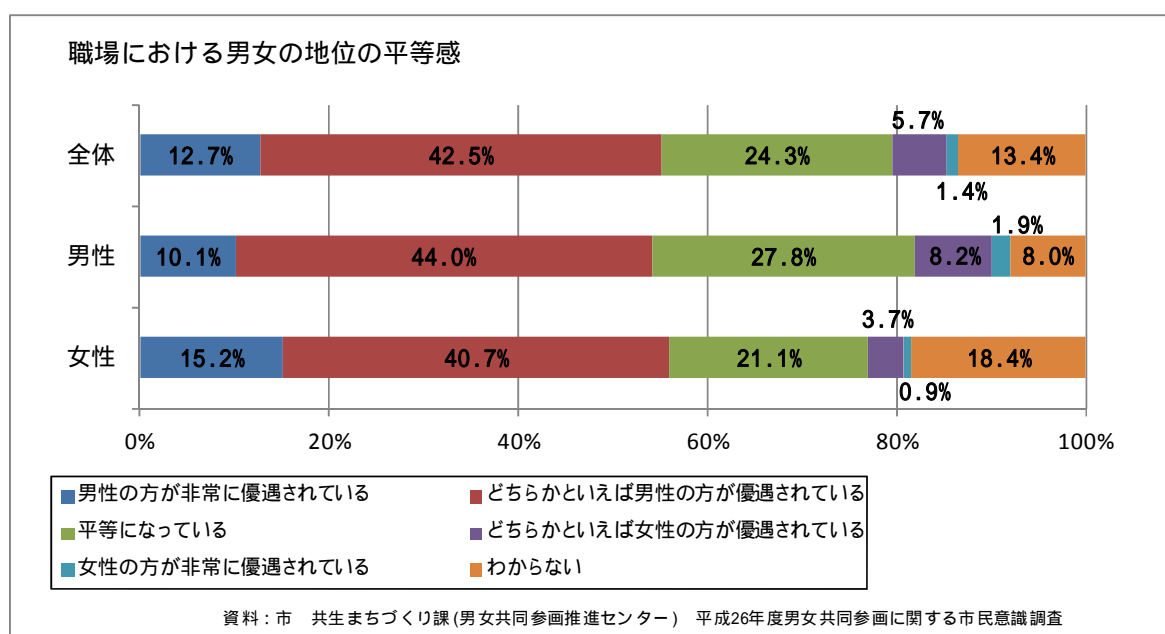
また、農業や商工自営業に従事する女性は、事業の運営に重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働について適正な評価がされていないことがあり、家事労働も含め長時間の無償労働を余儀なくされています。女性が対等なパートナーとして経営への参画や待遇の確保が求められます。

これらのことから、あらゆる産業、業種、企業の大小に関わらず、全ての人が無理なく生活できる社会を目指し、労働環境の見直しを推進します。

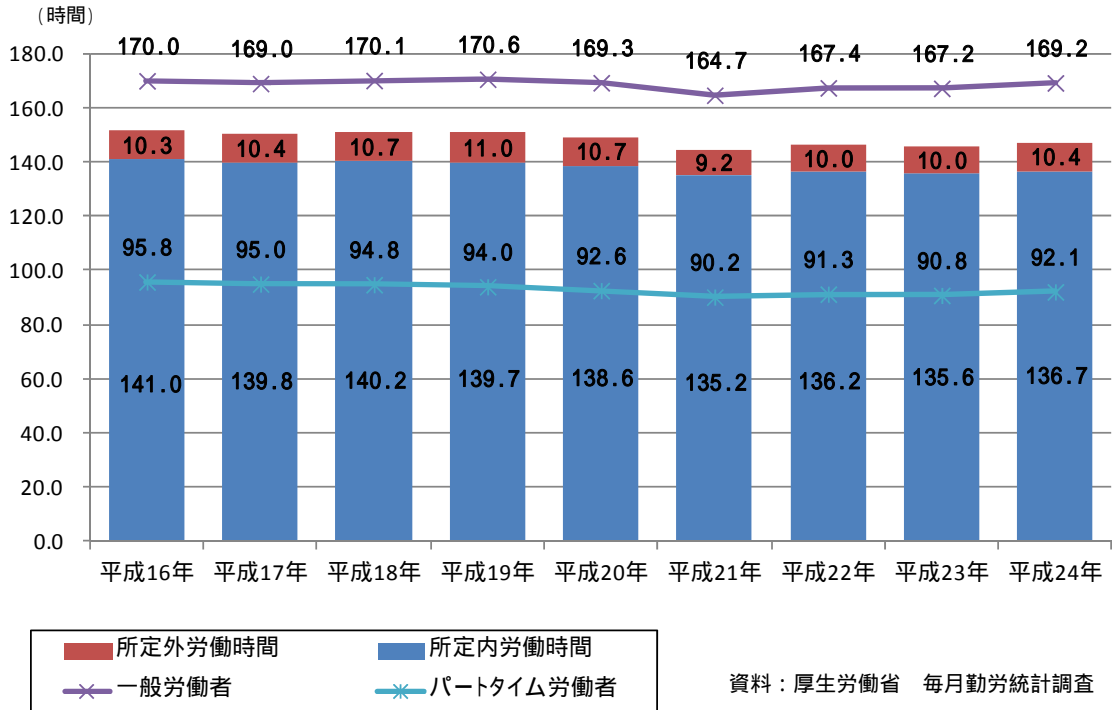
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
職場における男女の地位の平等感	25.7% (H22)	27.7%	24.3% (H26)	29.7%

(施策の方向)

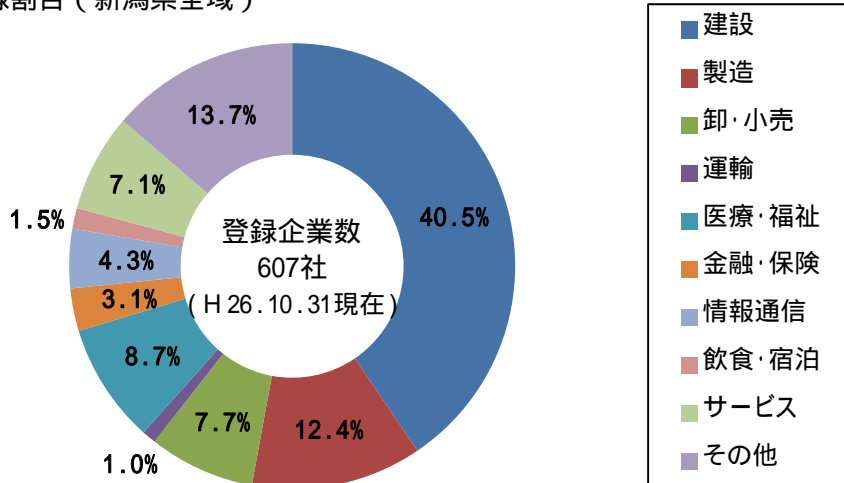
- ・ワーク・ライフ・バランスの浸透
- ・男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の更なる推進



### 内訳別月間労働時間の推移

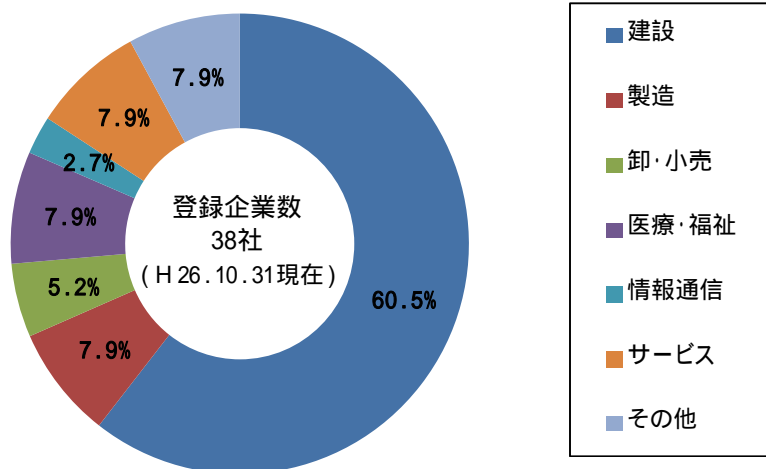


### ハッピー・パートナー企業<sup>11</sup> 業種別登録割合（新潟県全域）



資料：新潟県 男女平等社会推進課調べ

ハッピー・パートナー企業業種別登録割合  
(上越市内の企業)



資料：新潟県 男女平等社会推進課調べ

【分野1 - 基本目標2 - 重点目標2】 子育て、介護への支援の充実

市民意識調査によると、仕事を辞めたり中断した理由として女性は「出産・育児のため」が最も多く、次いで「結婚のため」「高齢になったため」と続きます。一方男性は、「より良い条件の仕事があったため」が最も多く、次に「仕事の内容が合わなかったため」「労働条件に不満があったため」と続きます。前回の意識調査同様、女性は家庭内での理由、男性は労働条件に関する理由が多い傾向にあります。

最近では子育てを楽しみ、自分自身も成長する、または将来そのような人生を送りたい男性（通称「イクメン」）が増加し注目されていますが、まだ、子育てや介護は女性が主に担い、男性の参加が少ない分野でもあります。これは、男性が長時間の労働で家庭で過ごす時間が少ないことが1つの原因と考えられますが、根本には性別で役割分担を固定する意識<sup>7</sup>が根強く残っていることが理由として考えられます。

女性の中には、結婚後は家庭に入り、家事や育児、介護等を通じて家庭を守るべきと考える人もいますが、仕事を中心とした生活、仕事と家庭を両立させる生活を望んでいる人もいます。

男性、女性に限らず、自らの意思でライフスタイルを選ぶことが最も生き生きとした生活につながります。そのためにも、家庭内での家事や育児の分担を行うことはもとより、企業内での育児・介護に関する制度や行政サービスの充実などが必要です。

現在、子育て支援策で最も身近なものは保育や幼児教育に関する施策ですが、その他にも子どもの発達に関する悩みや子育ての不安感や負担感を軽減する施策にもニーズが高まっています。

また、当市の高齢化率は、新潟県平均と比べると若干低く推移しており、全国平均との比較では、およそ10年程度早く高齢化が進行していることがうかがわれます。このため市では多岐にわたる介護サービスを設けています。

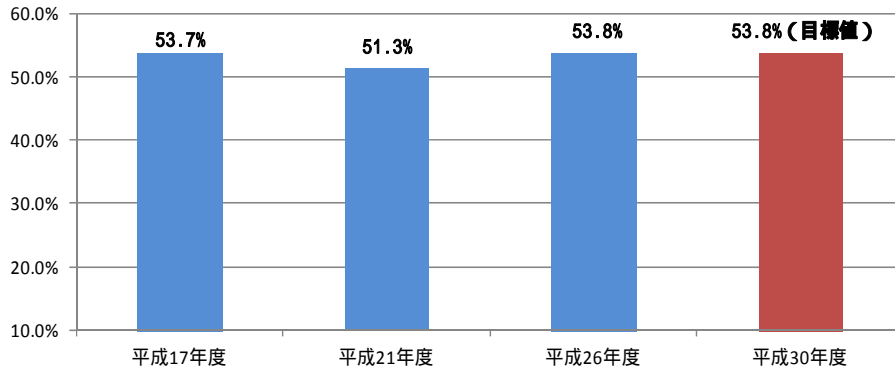
子育てや介護の問題は、広くサービスが整っていても、不安や悩みが付きまといます。安心して生活するため、無理なく就労するためにも、様々な支援が求められています。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
子育てをしやすいと感じる市民の割合	51.3% (H21)	70.0%	53.8% (H26)	53.8%

(施策の方向)

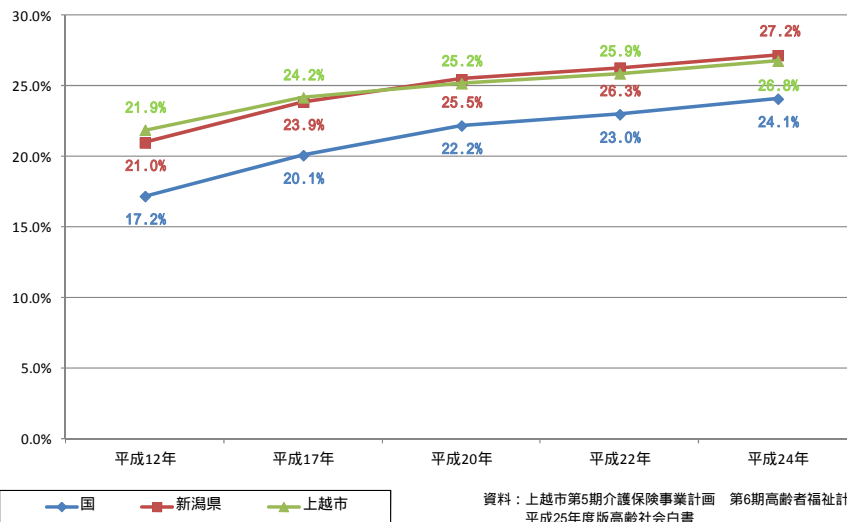
- ・男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実
- ・男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実

## 子育てをしやすいと感じる市民の割合



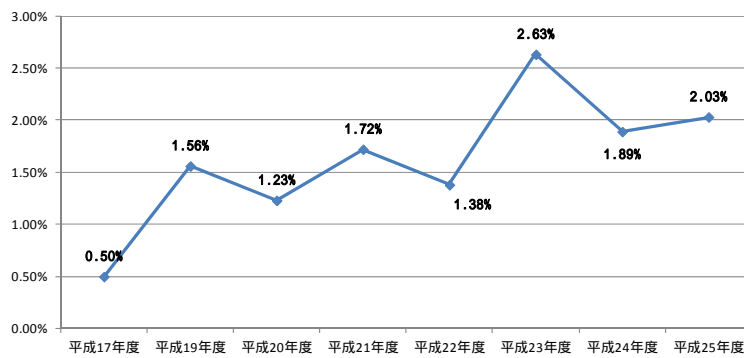
資料：上越市市民の声アンケート

## 高齢化率の推移



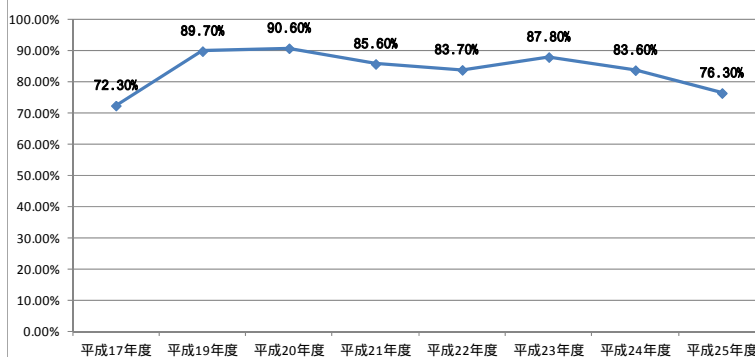
資料：上越市第5期介護保険事業計画 第6期高齢者福祉計画  
平成25年度版高齢社会白書

## 育児休業取得率の推移（男性）



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査

## 育児休業取得率の推移（女性）



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査



【分野 1 - 基本目標 3 - 重点目標 1】 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた、健康上の問題があります。しかし、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)<sup>8</sup>の考え方が認識されてこなかったため、女性の健康は、子どもを産み、育てるという観点から、主に妊娠、出産、授乳期を中心に捉えられ、生涯を通じて重要な問題であるとの認識が普及していませんでした。女性が自分の身体の状況について知り、自らの判断で今後を決定することは、女性の人権を尊重する観点からも重要な視点となります。そして、この問題は男性も含め社会全体で認識していかなければなりません。

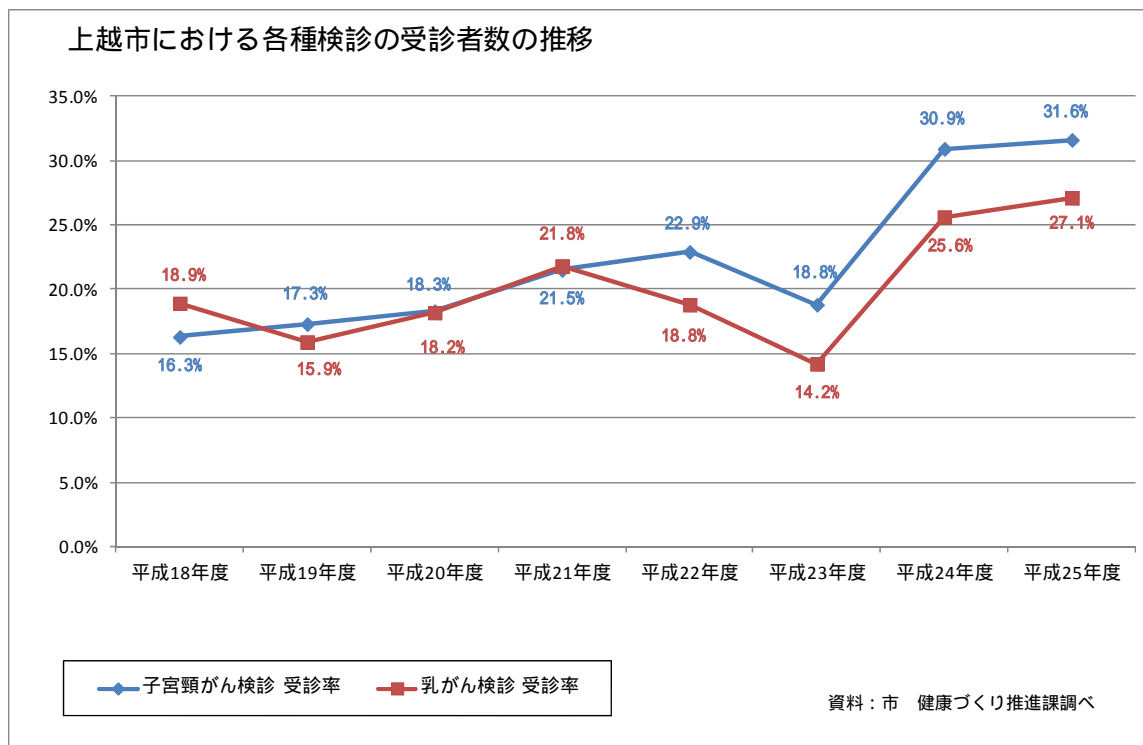
生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導の取組が必要となります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
子宮頸がん検診の受診率	21.5% (H21)	25.0%	31.6% (H25)	50.0%
乳がん検診の受診率	21.8% (H21)	25.0%	27.1% (H25)	50.0%

H24 から対象者年齢を 69 歳以下に変更

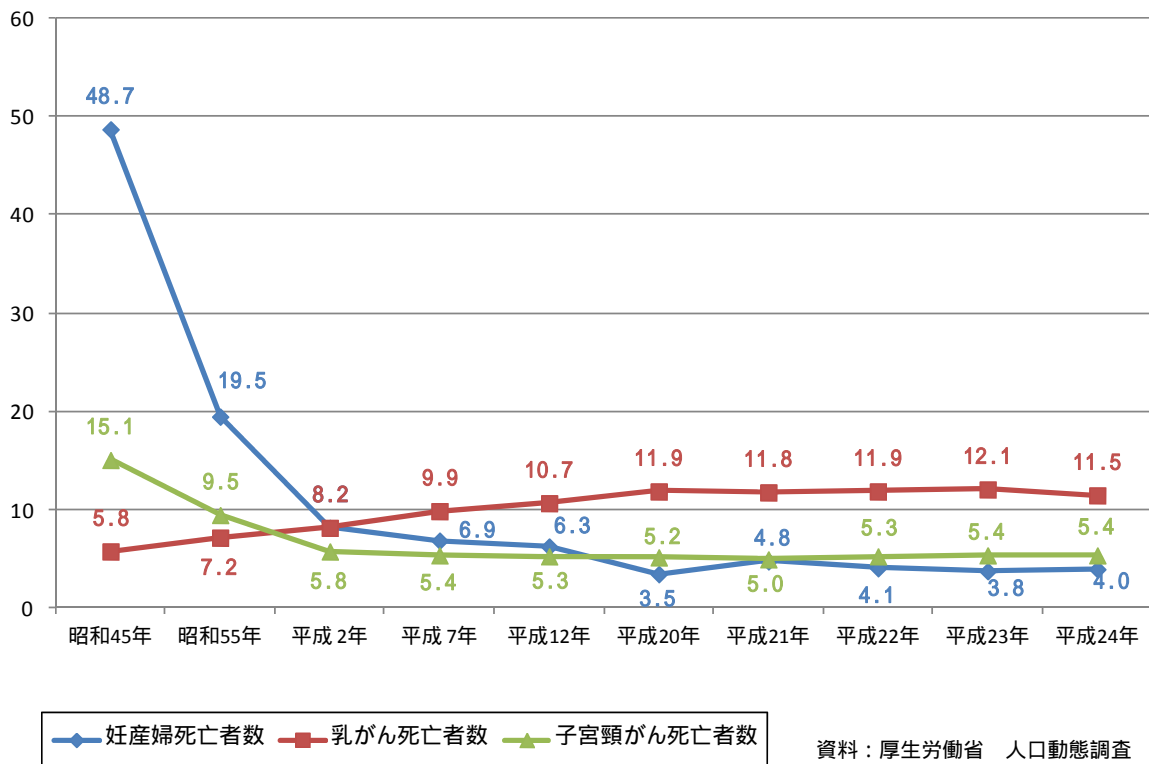
(施策の方向)

- ・生涯を通じた女性の健康保持
- ・健康相談の充実



### 妊産婦及び悪性新生物による女性の死亡者数（人口10万人に対して）

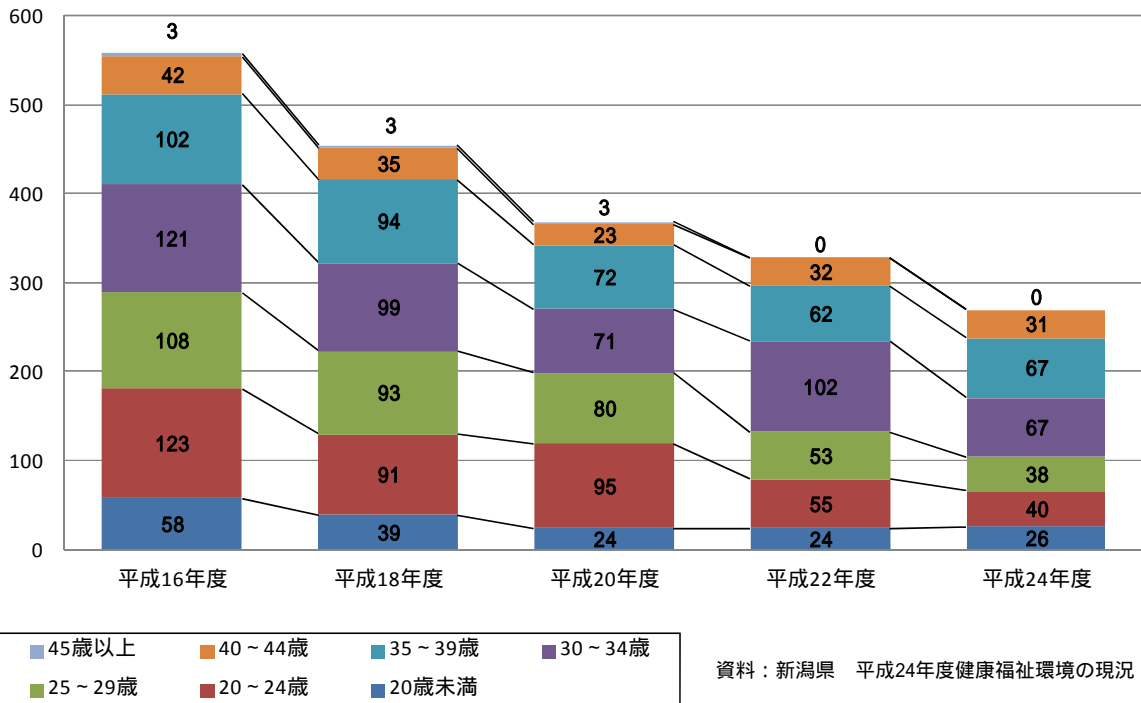
(人/10万人当たり)



縦軸の単位は、死亡原因の内訳の数字が小さいため、「人口10万人当たりで各死因により死亡する人数」で表しています。（例：昭和45年の妊産婦死亡率は人口10万人に対して48.7人となります。）

### 上越市における人工妊娠中絶年代別人数

(人)



【分野 1 - 基本目標 3 - 重点目標 2】 女性の能力発揮への支援

今まで女性は、男性の補助的な役割という固定観念に捉われていたため、自身の能力を発揮できる場への登用に恵まれないことが多くありました。

これらは、多くの女性が出産期に離職して、子育てを終えた段階で再就職を希望するため、時間的な制約でフルタイムでの勤務が困難であったり、フルタイムであっても離職期間があるために、在職年数や経験が男性より乏しくなることが大きな原因の一つと考えられます。

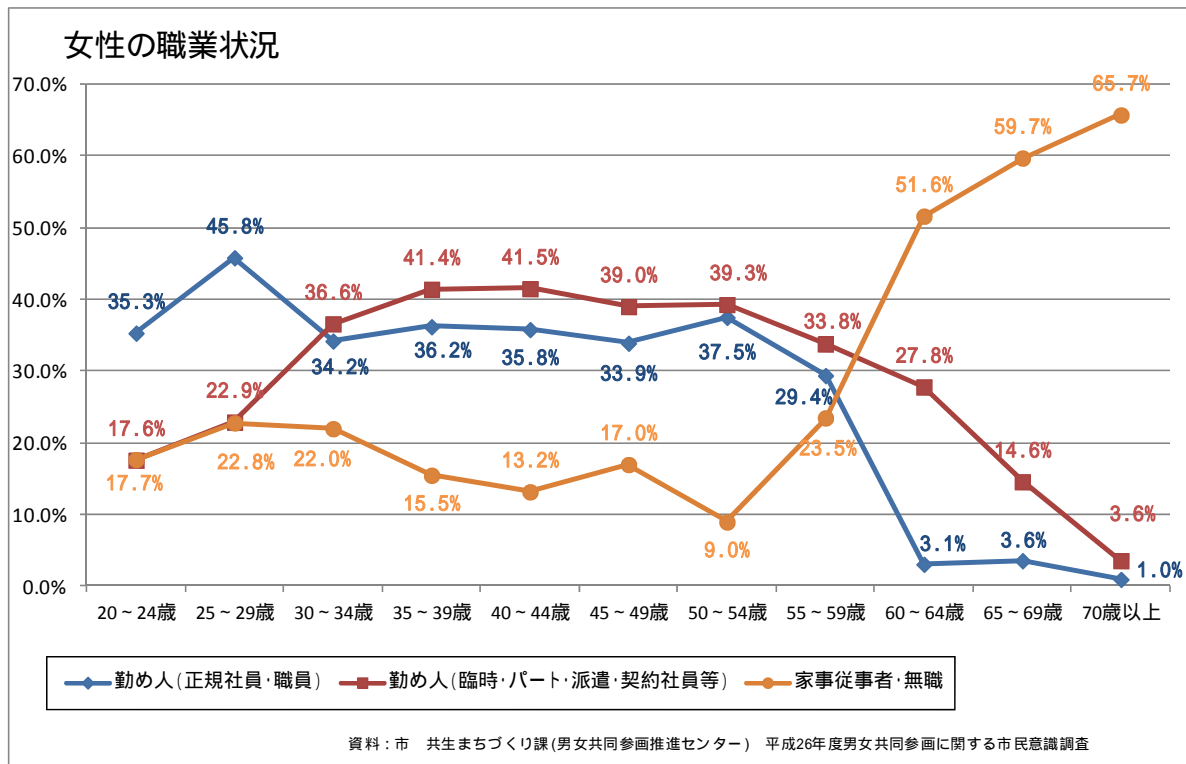
そこで、労働環境の見直しを推進し、出産や育児等に際しても継続して働けるなど希望する就労形態で働けるように環境を整備するとともに、やむを得ず離職し再就職が必要になった場合においても、経験不足を埋めるために、技術や知識の取得を目指し専門性の高い能力を備える学習機会や情報の提供を行い、その能力が発揮できる社会を目指します。

また、女性の能力を発揮する場は、職場だけに限られるものではありません。少子高齢化が進み担い手が不足していく中、町内会を始めとする地域活動、NPO活動やボランティアなどの市民活動などあらゆる場面における問題の解決や活性化のためには女性の参画が必要不可欠であり、女性の能力が発揮できるよう支援を行います。

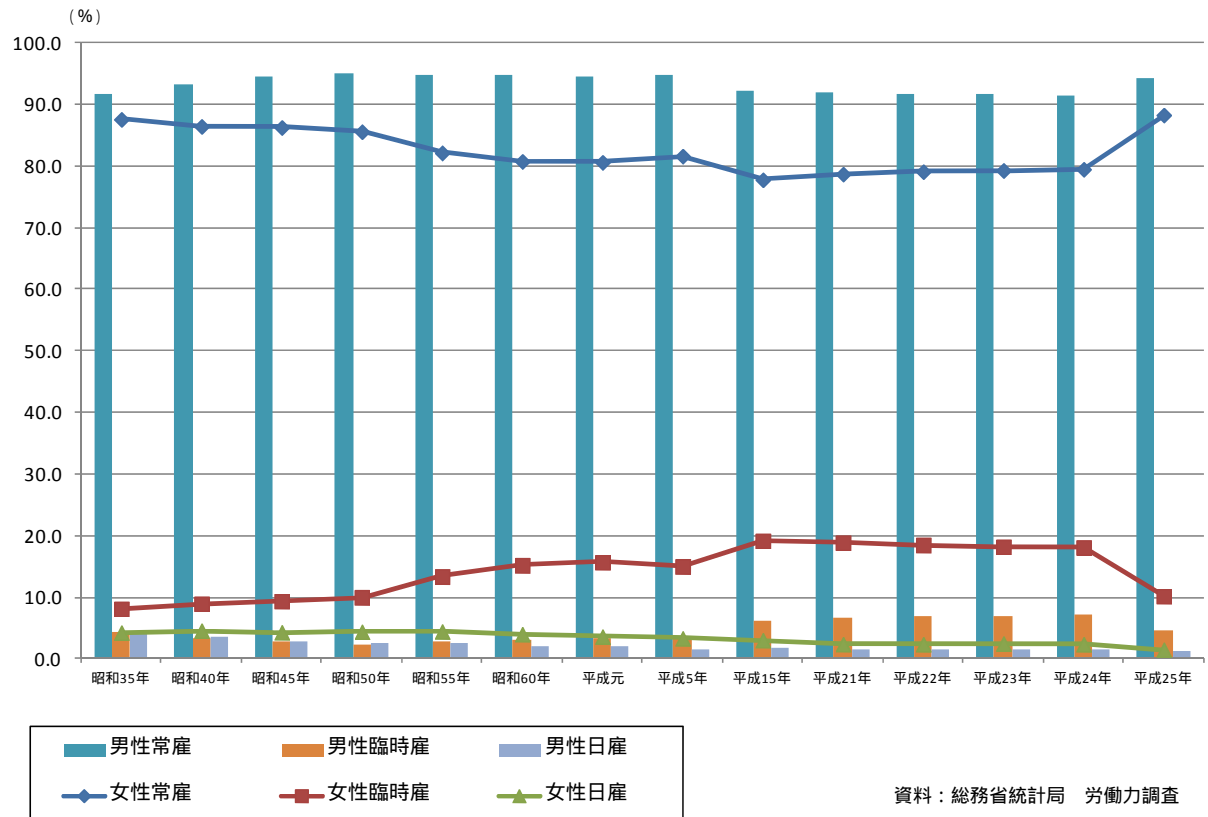
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
スキルアップに関する講座の年間受講者数	41人 (H21)	45人	66人 (H26)	50人

(施策の方向)

- ・ 女性の人材育成に向けた各種講座の開催
- ・ 女性の再就職への支援



## 雇用形態別雇用者数の推移（非農林業）



【分野 1 - 基本目標 3 - 重点目標 3】

企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画

厚生労働省が発表した「平成 25 年度雇用均等基本調査」によると、係長相当職以上の役職に女性が就いている民間企業の割合は、全体の 68.8%と平成 21 年度と同調査 66.9%から 1.9%の上昇が確認されています。しかし、この係長相当職以上に占める女性の割合は 9.0%と前回調査 8.0%から 1.0%上昇しましたがまだまだ低い状況です。

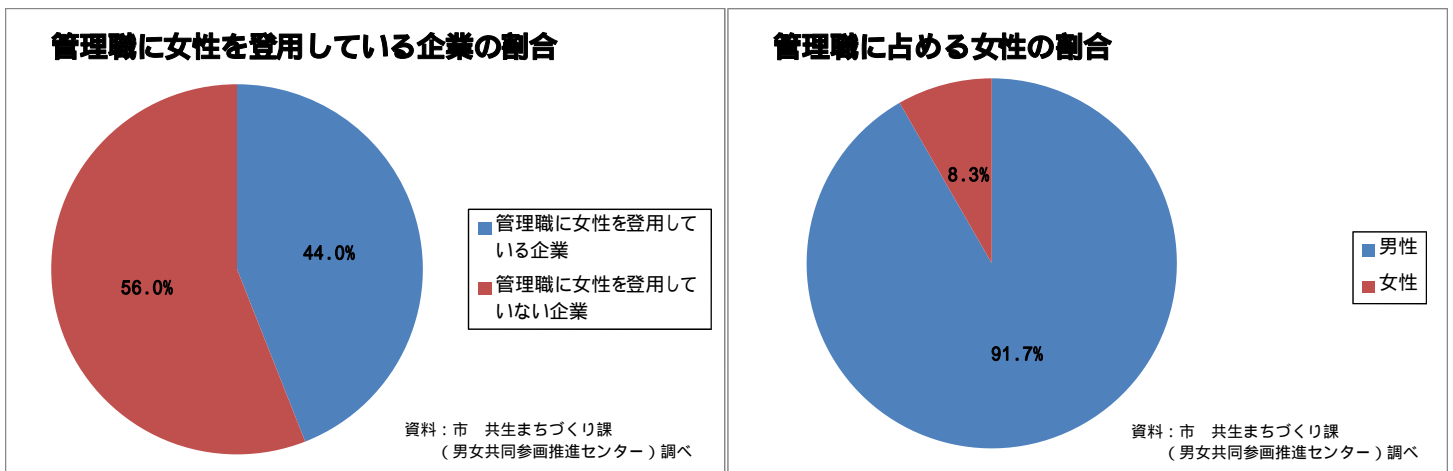
女性の登用が少ない理由として平成 21 年度調査と同様に「必要な知識、経験、判断力を有していない」「管理職に就くまでの経験が少ない」「勤続年数が短く、管理職になる前に退職する」などがあげられ、結婚、出産に伴う離職が主な原因として考えられます。また、「家庭責任を負っているため」、「責任ある仕事に就けられないため」、「仕事がハードで女性には無理」という性別で判断されている意見も若干見受けられます。さらに、上越市内の企業に対し実施した「企業アンケート」においては、「女性に時間外労働や、深夜労働はさせにくい」「女性自身が昇進、昇格を望まない」といった回答もありました。市民意識調査では、学校教育の場における男女の平等感是比较的高いものの、地域においては「女性自身が責任ある地位につきたがらない」、「家事・育児が忙しく、地域活動に専念できない」などの回答が多いほか、「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」との回答が前回調査より増加するなど、市民意識が向上していない実態が明らかとなりました。

また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、職場だけではなく、町内会やNPOなどの地域・市民活動も含め、女性の参画をあらゆる分野において進め、男女を問わない人材の活用による多角的な視点からの考えを導入する必要があります。男性も女性も平等に役割を担える体制を整えるとともに、性による区別なく一人の個人として判断し登用することが求められています。

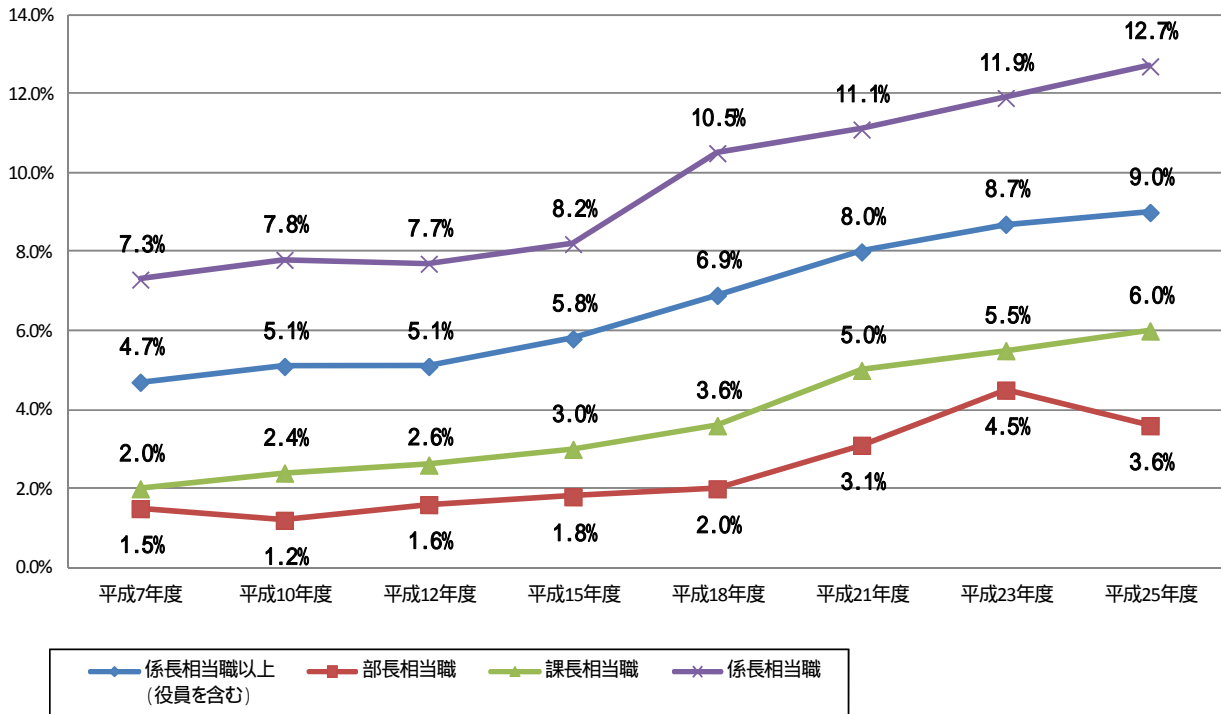
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
管理職に女性を登用している民間企業の割合	38.0% (H22)	現状値より向上	44.0% (H26)	現状値より向上

( 施策の方向 )

- ・ 女性人材の情報収集、整備、提供
- ・ 女性の参画情報の調査、公表

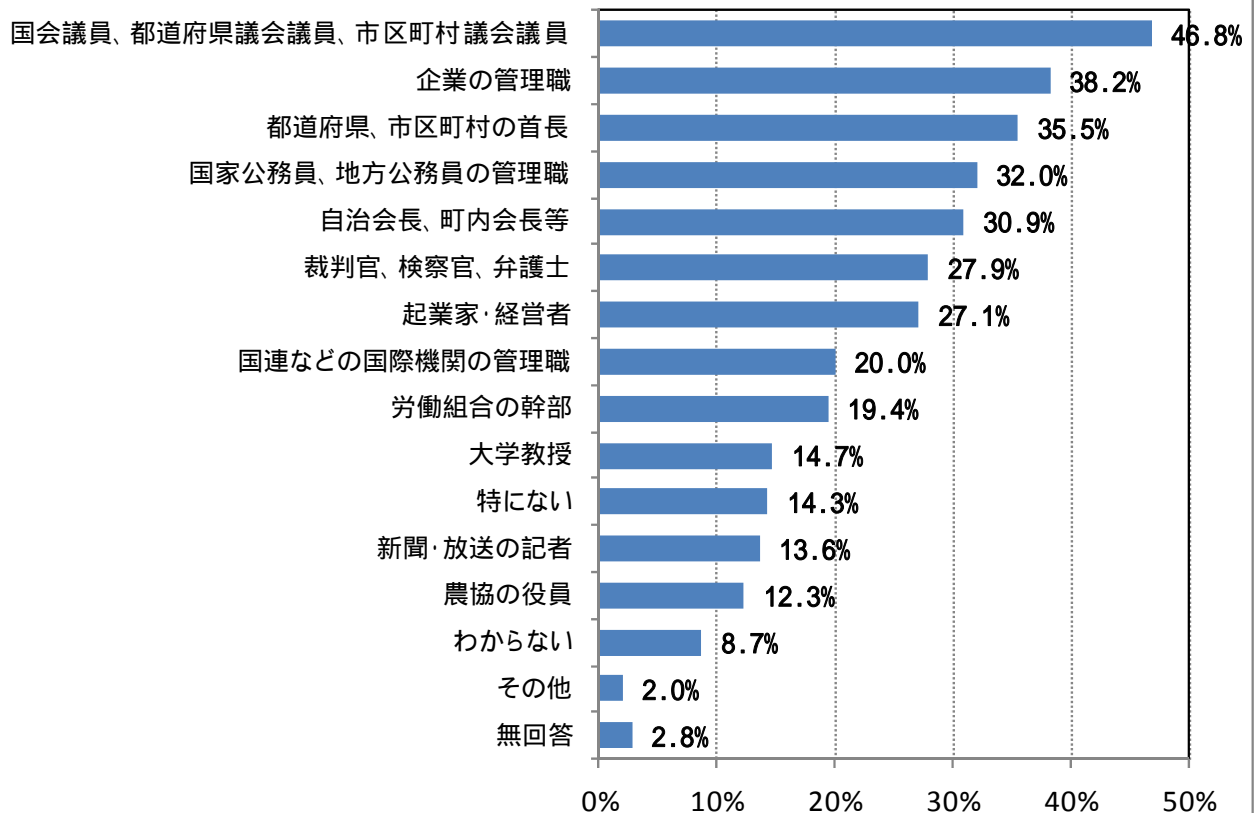


### 民間企業の管理職に占める女性の割合



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査

### 女性の進出を望む職業や役職



資料：市 共生まちづくり課 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

【分野 1 - 基本目標 4 - 重点目標 1】 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進センターは、名称どおり男女共同参画を推進するための拠点施設です。センターでは、男女共同参画について周知を図るための啓発講座や、実践講座の実施、関連図書の貸出しや、悩みを抱える市民を対象にした女性相談事業などを行っています。

また、男女共同参画の実現に寄与する団体の活動を支援するため、団体をセンターに登録し、研修会の案内や各種情報提供も行っています。なお、センターが実施している各種講座の開催や情報紙の発行については、登録団体との意見交換を図ることで市民の意見を反映した事業を実施しています。また、地域における普及、啓発活動の一環として、男女共同参画サポーター<sup>5</sup>制度を開始し、研修会や講座への参加を促すなどの働きかけを通して、男女共同参画の一層の推進に向け取組を進めているところです。

しかしながら、男女共同参画推進センターという施設を知っている市民は全体の 39.0%、また活動内容まで知っている市民に至っては 11.4%と、前回調査と比較し、認知度は上がっているものの広く市民に認知されているとは言えない現状です。

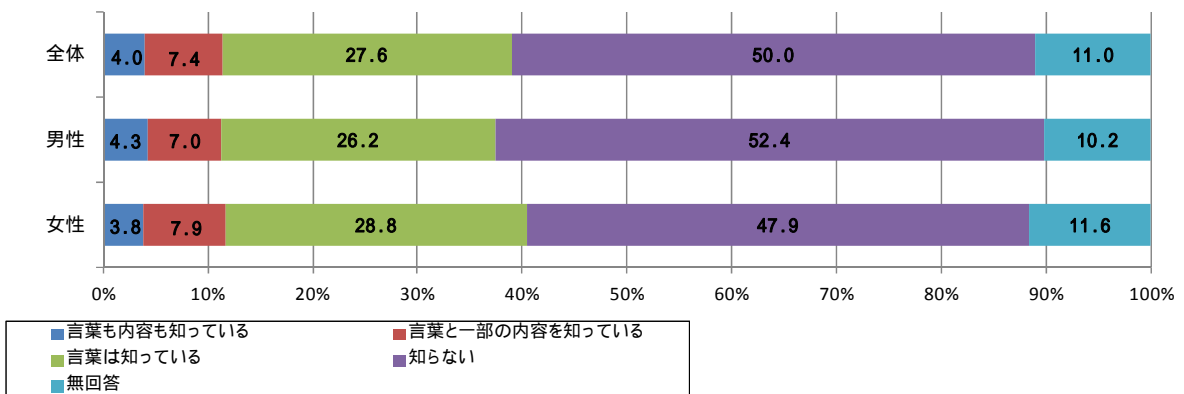
男女共同参画推進センターが市民の活動の拠点施設としてより一層活用されるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、登録団体やサポーターとの連携を強化しながらセンター事業の充実を図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
男女共同参画推進センター登録団体数	22 団体 (H22)	26 団体	21 団体 (H26)	30 団体

( 施策の方向 )

- ・男女共同参画に関する情報発信の強化
- ・登録団体への支援

上越市男女共同参画推進センターの認知度



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

【分野 1 - 基本目標 4 - 重点目標 2】 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

行政の業務は市民生活に直結しています。多岐にわたる行政の部署が男女共同参画の考えを意識して業務を遂行することにより、市民生活のあらゆる分野に波及することも可能となります。

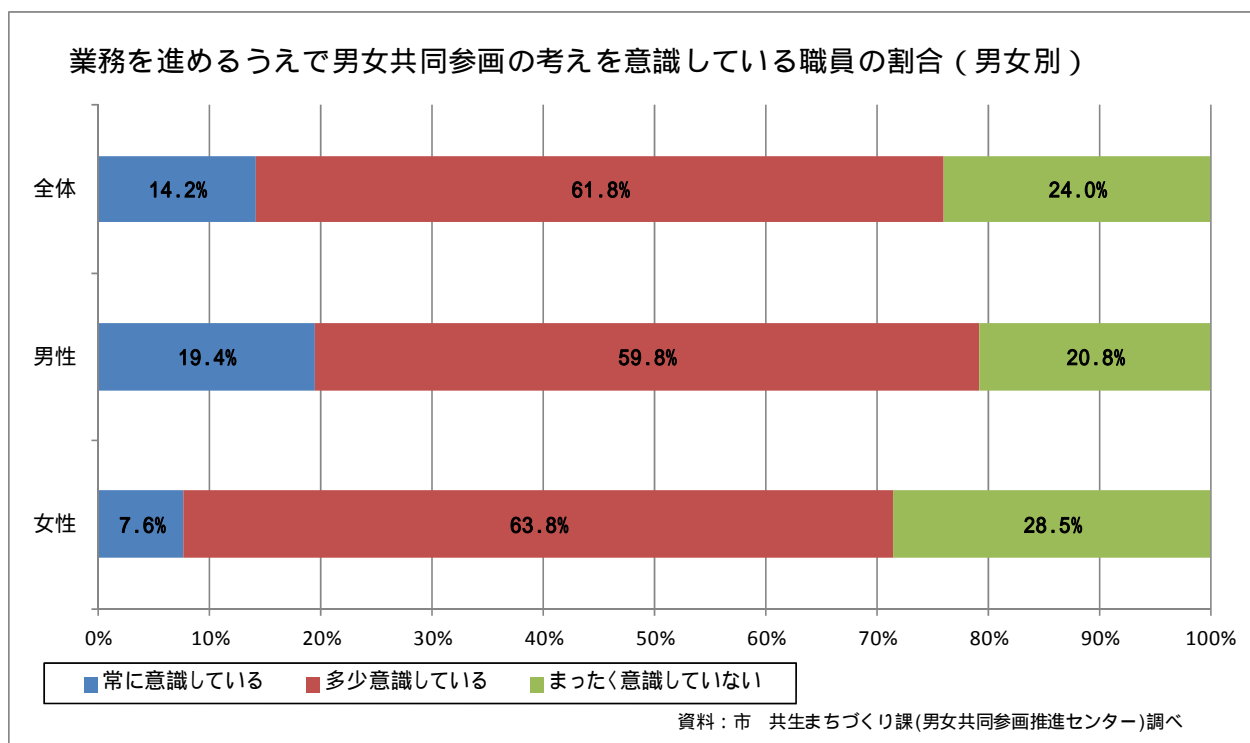
また、民間企業のモデルとなるよう、行政が率先して男女共同参画を推進することも大きな役割です。しかしながら、職員アンケートの結果では業務を進める上で男女共同参画の考えを意識していると回答した職員の割合が低下する結果となり、男女共同参画について正しい認識を持つことが急務となっています。

そのためにも、あらゆる役職、職種向けの研修会を充実させるとともに適宜、通達や情報提供を行うなど、職員一人一人の意識啓発を進めることで、男女共同参画の考えを取り入れた業務の遂行に努めます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合	77.7% (H22)	現状値より向上	75.9% (H26)	前回調査値より向上

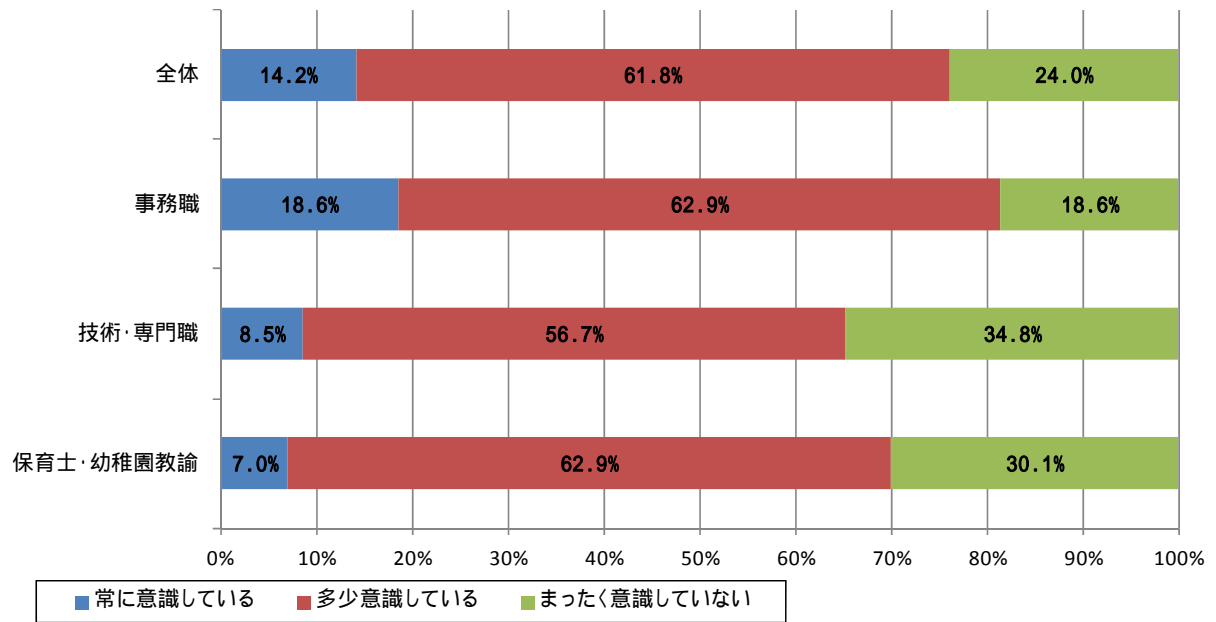
(施策の方向)

- ・市職員への研修会の実施
- ・男女共同参画の視点に立った施策の徹底





### 業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合（職種別）



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

【分野 1 - 基本目標 4 - 重点目標 3】 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の関心事項を始めとして、市の政策・方針を協議する段階から男性と女性の意見を均等に聞けるよう参画の機会を確保することは、多様な意思があらゆる場での方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することになります。それは、同時に男性・女性共に責任を担うことも必要になるということです。

そのために、市では市の施策・方針決定過程へ女性の参画を積極的に進めており、平成 14 年 3 月に制定した「上越市男女共同参画基本条例」において、審議会委員の男女比を同数にするクオータ制<sup>12</sup>を導入して以降、女性の意見を積極的に取り入れてきました。しかしながら、平成 22 年以降は女性登用率の低下傾向が続いており、今後は登用率の向上に向けた具体的な取組が必要です。

また、この条例に基づき女性職員の職域の拡大及び積極的な登用を図るとともに、性別に関わりなく均等に研修を受けることができるよう配慮することとしています。

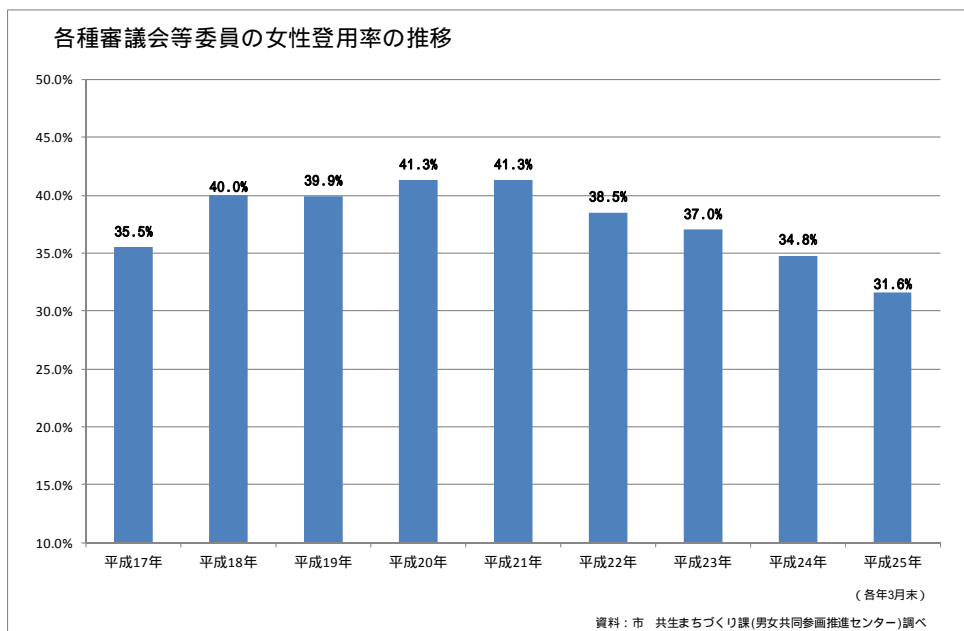
市民の半数は女性であり、市の政策決定の場に多くの女性が参画し、男女共同参画の視点、発想が生かされることは、より市民のニーズを取り入れた市政の執行につながるものとなります。このため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、公募委員への女性の応募を促すなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）<sup>10</sup>を講じていくことで女性登用率の向上に努めます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
市の審議会等の女性登用率	38.5% (H21)	50.0%	31.6% (H25)	50.0%
女性委員を含む審議会等の設置率 (注)	92.3% (H21)	100.0%	94.8% (H25)	100.0%

(注) 委員が充職や公選等で市が選任不可能の場合は除く。

(施策の方向)

- ・市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進
- ・女性職員の積極的な登用



【分野 2 - 基本目標 1 - 重点目標 1】 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

配偶者間の暴力、セクシュアル・ハラスメント<sup>13</sup>、ストーカー、痴漢行為などの行為は、いかなる理由があろうとも認めることはできません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。また、近年結婚していない男女間の暴力、いわゆる「デートDV」も問題視されています。平成 23 年度の内閣府調査によると、10 代または 20 代の頃に交際相手から暴力などの被害を受けた経験があるかとの質問に、20 代女性の 23.4%が被害の経験があると回答し、50 代、60 代以上の女性と比較し、大きく増加しています。更に、10 代から 20 代の頃に交際相手から何らかの被害を受けたことがある女性のうち、23.3%およそ 4 人に 1 人がその行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。これらのことから、若年層にも男女間の暴力などに関する正しい理解と認識を促す必要があります。

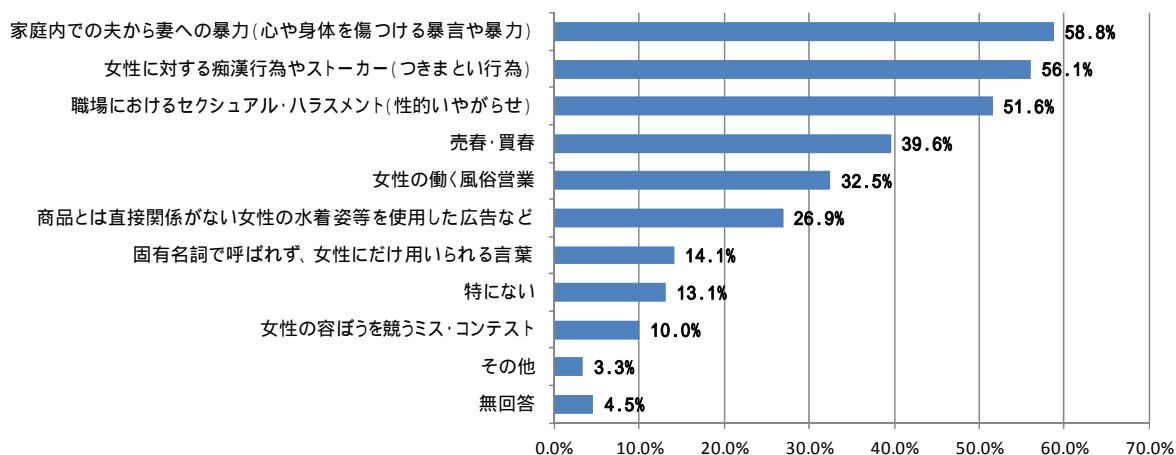
全ての男女の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりが今後ますます重要となっています。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	51.1% (H22)	53.1%	58.8% (H26)	66.0%

(施策の方向)

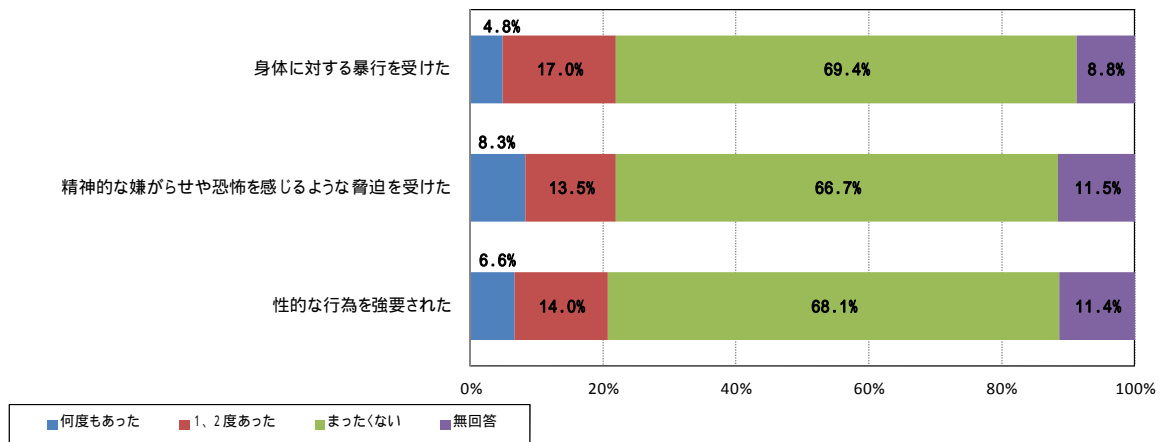
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

女性の人権が侵害されていると感じる行為



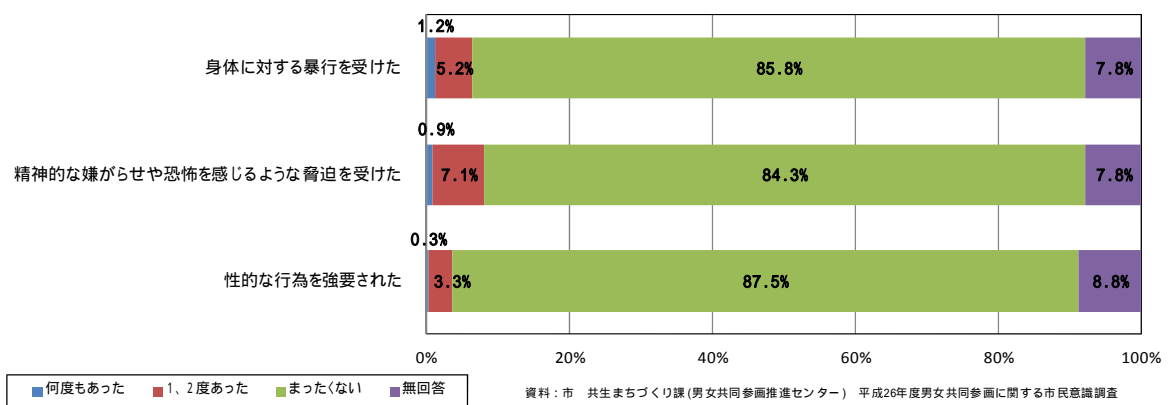
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

### 夫婦間の暴力（女性）



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

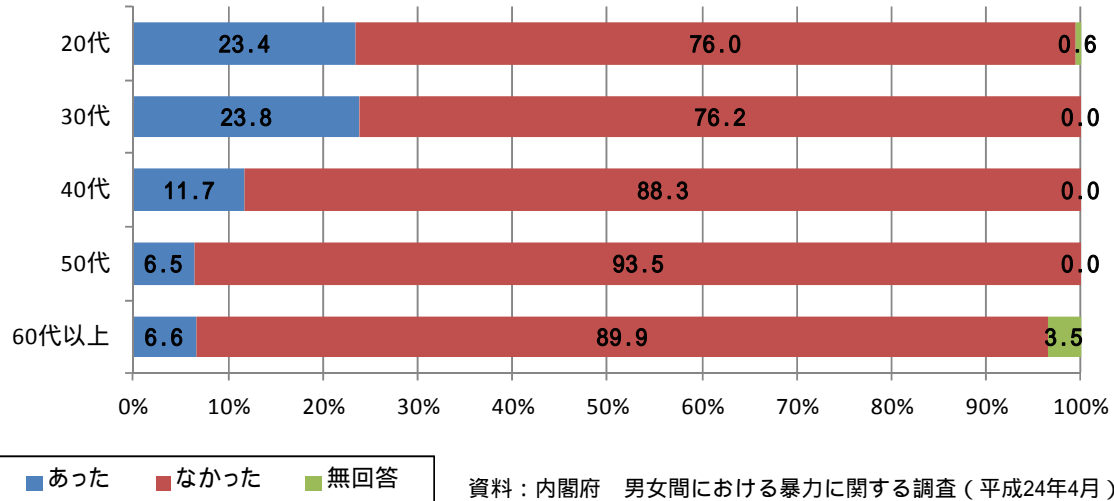
### 夫婦間の暴力（男性）



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

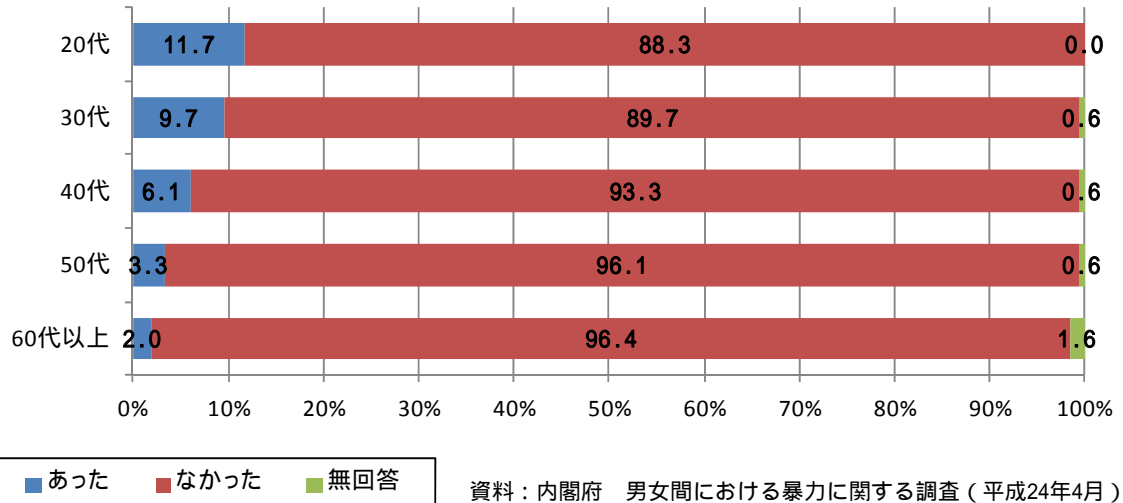
10代・20代の頃に交際相手から暴力を受けた経験

【女性】



10代・20代の頃に交際相手から暴力を受けた経験

【男性】



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、左記のとおり「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

【分野2 - 基本目標1 - 重点目標2】 相談窓口の充実

相談窓口には不安を抱えながら相談に訪れる人が多いため、被害者にとって安全を第一に考え、迅速に対応する必要があります。

平成25年度の当市における女性相談件数は延べ2,582件と年々増加傾向にある中、新潟県警察本部が実施している「女性被害110番」の認知度は50.0%と前回調査と比べ高まっている一方で、市の女性相談窓口の認知度はわずか18.1%にとどまっている現状があります。このため、相談機関の存在を知らず悩みを抱え込んでいる方々がまだ潜在していることも考えられます。

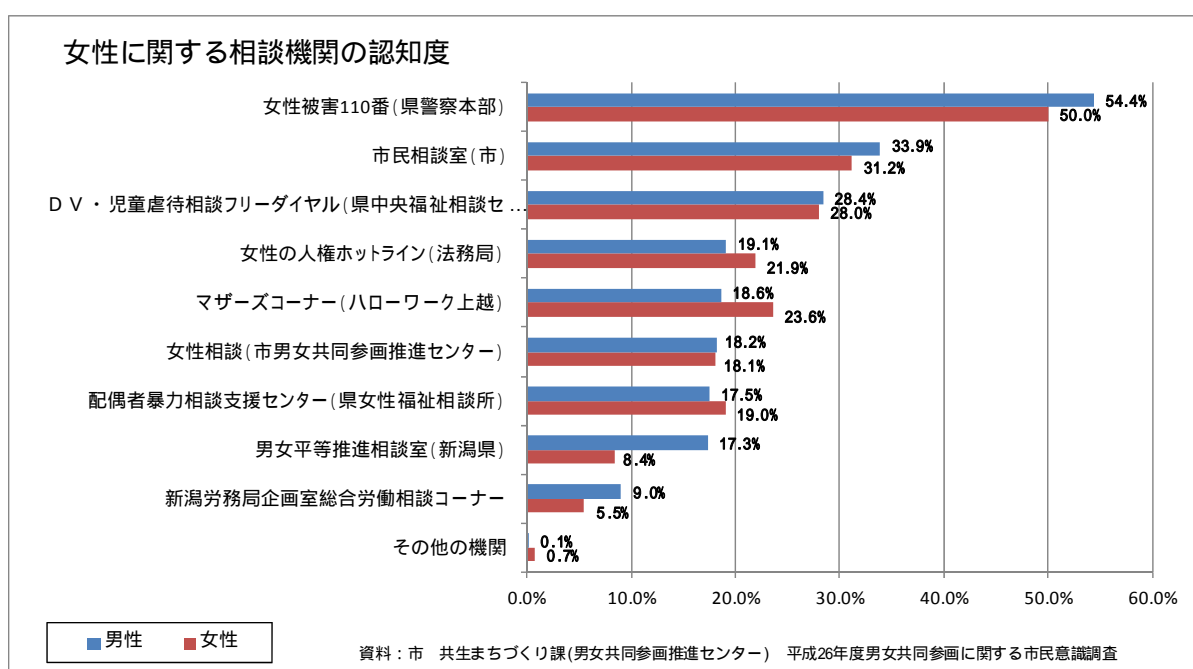
また、女性が抱える問題は、配偶者からの暴力のみならず、経済、職業・就労、結婚・離婚問題など多岐にわたり、さらに複数の問題を抱えている場合も多く、相談員には相談者へのアドバイスや専門部署との連絡調整等、迅速かつ適切な判断が求められます。

このため、市役所内の関係部署との定期的な情報交換に加え、県や警察などの機関と情報交換を行うことが、被害者への支援がスムーズに行われることにつながることから、関係機関との連携強化に努めるとともに、女性が抱える様々な問題に対応する相談窓口の周知と、相談に携わる職員のスキルアップを図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
市女性相談の認知度	19.3% (H22)	30.0%	18.1% (H26)	40.0%

(施策の方向)

- ・女性相談事業の充実
- ・その他相談機関との連携



【分野2 - 基本目標2 - 重点目標1】 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

配偶者からの暴力の多くは家庭内で起こり、被害者は加害者からの報復や世間体が悪くなることを恐れ、他人へ救済を求めることを躊躇するなど、外部から発見することは困難な状況にあります。

DV防止法では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければならない、医師その他医療関係者については、通報することができる」と規定されています。被害者の安全を確保するためには、周囲からの情報も大切であり、配偶者からの暴力防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、通報の趣旨や重要性について十分周知に努める必要があります。

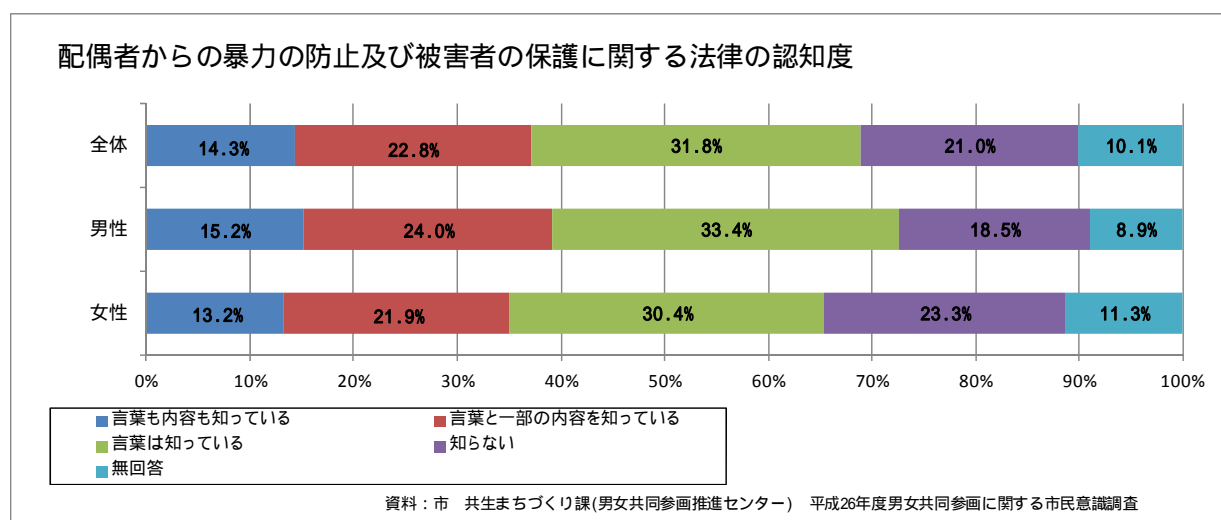
また、配偶者から暴力を受けた被害者は、身体的、精神的な傷を負っていることが多く、身の安全確保を最優先に行う必要があります。相談中、保護施設への輸送中など、加害者からの追いかげが懸念される場合は、絶えず相談員も注意を払わなければなりません。

さらに、個人情報の面では被害者に関する情報管理も細心の注意を払う必要があります。住民票や子どもの学校から滞在地が判明しないように、個人情報を扱う部署も徹底した情報の管理及び連絡体制が求められます。

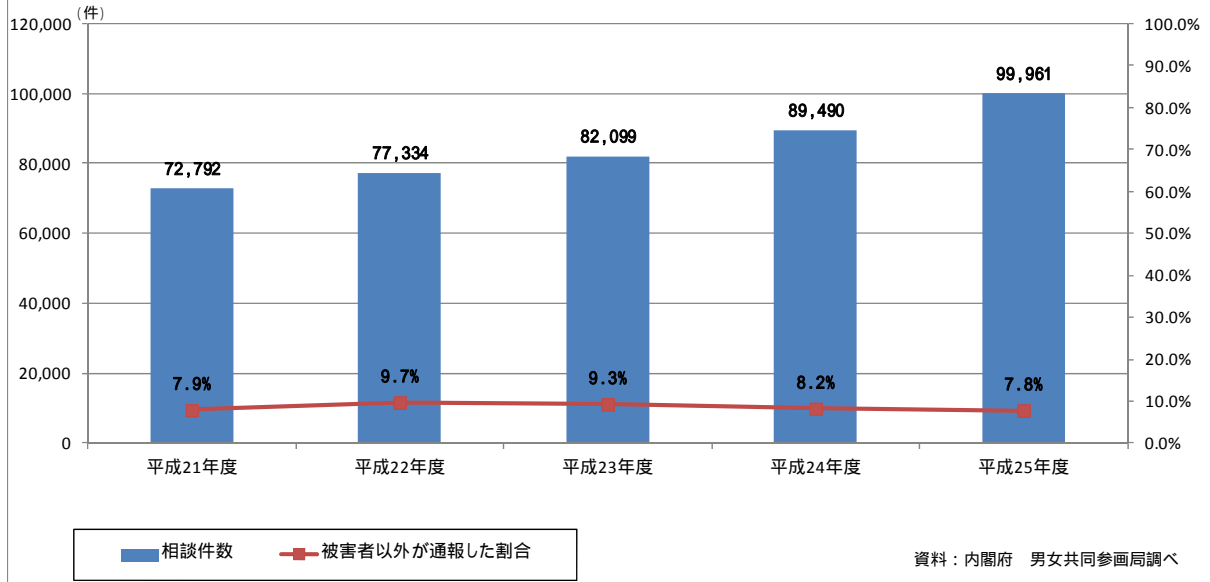
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知度	33.1% (H22)	40.0%	37.1% (H26)	50.0%

(施策の方向)

- ・制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進
- ・被害者への安全確保のための情報提供



### 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等





## 【分野2 - 基本目標2 - 重点目標2】 自立への支援

一般的に女性は男性と比べ収入が低いことが多く、配偶者からの暴力による被害者への対応では生活再建のための支援が不可欠です。

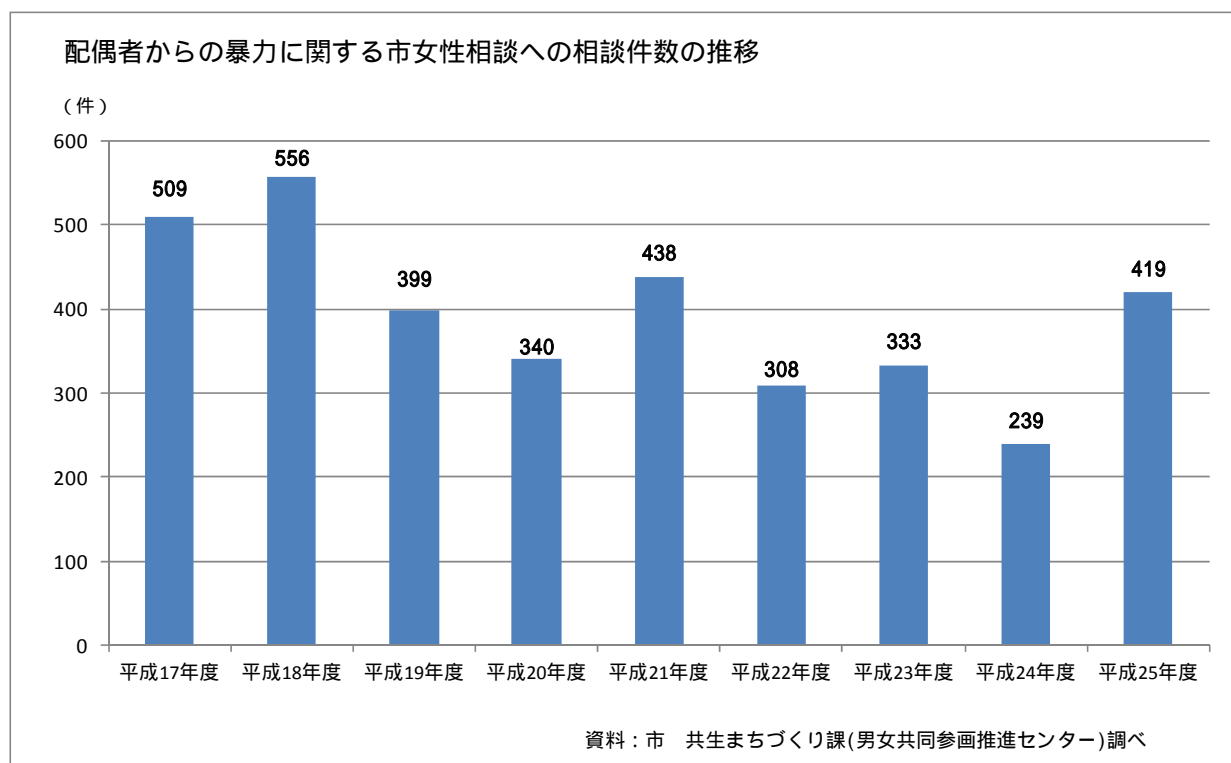
被害者には心のケアをはじめ、住居の確保、自立のための安定した収入の確保など様々な支援が必要です。状況に応じた支援を有効に活用することも自立への手段となります。

また、被害者への支援と同時に、子や親、兄弟などの親族に対する支援も必要となる場合があります。特に子どもは家庭環境の変化や学校の転校等、生活環境が大きく変わることにより精神的にも不安定になることも考えられ、ケースに応じた柔軟な対応も大切です。

なお、自立への支援はその成果を測る目標値を定めることが困難なことから、指標を設けず相談者に必要な支援の情報を的確に提供することを目標とします。

### (施策の方向)

- ・生活再建の支援
- ・同伴者への支援



## 2 基本計画の達成目標

本計画では計画の進捗状況を点検・評価するため、重点目標に加え、計画全体の目標を定めます。

分野	指標項目	前回調査値 (H22)	中間目標 (H26)	現状値 (H26)	後期目標 (H30)
男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感	31.3%	35.5%	29.2%	39.0%
配偶者からの暴力防止・被害者支援	過去4年間に配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合	30.4% (注)	現状値より減少	40.7% (注)	前回調査値より減少

(注) 前回調査値、現状値は、期間を定めずに配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合。

## 第6章 計画の推進

男女共同参画社会の実現を目指すためには、行政が中心となって関連施策を展開させることはもとより、老若男女全ての市民、事業者及び地縁団体等が、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切です。そして、相互に理解を深めながら共に目標に向かって着実な歩みを進めます。

### 1 庁内推進体制の整備・充実と連携強化

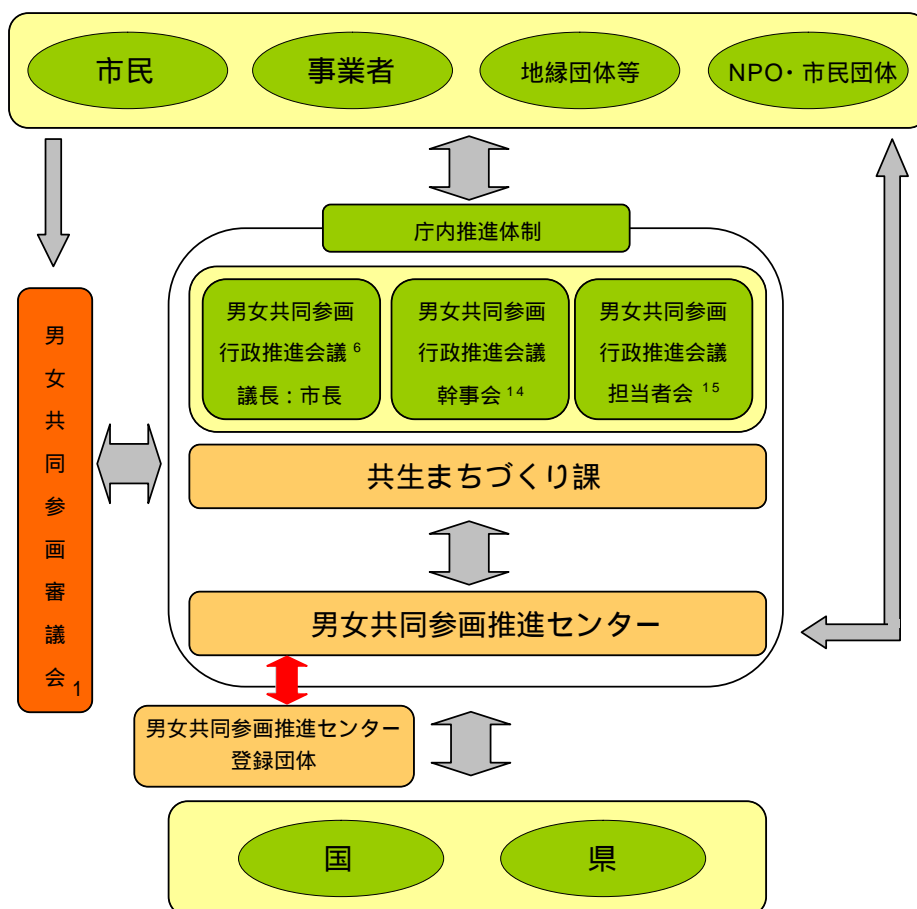
本計画の実施にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

### 2 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働

行政だけでなく地域全体で男女共同参画社会の実現を目指す必要があることから、市民・事業者・関係団体との連携・協働を図ります。

### 3 関係機関との連携強化

国・県をはじめとする関係機関との連携強化を図り、各施策の実施に当たっては、それぞれの実施主体が中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながらより効果的となるよう努めます。



## 用語解説

No. は、本文中でその用語を使用している箇所付した番号を指す。

No.	用語	掲載ページ	解 説
1	上越市男女共同参画審議会	3、10、47	<p>男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に進めるのに必要な事項を審議するため、学識経験者や市民等で組織している。</p> <p>審議会では、男女共同参画に関する基本計画の策定に際し意見を述べるほか、市長の諮問に応じて重要事項の調査審議をすることや、施策の実施状況の監視や影響調査などを行う。また、男女共同参画の促進に関し市長に意見を述べるができる。</p>
2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	4、11、18、24	<p>誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態を指す。</p> <p>仕事と私生活の両立を支援することで、業務効率を図り、生産性を高め、かつ優秀な人材の確保、モラル向上などをめざすもので、主に企業戦略として欧米の産業界で取り組まれてきた概念である。</p>
3	D V = ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナー等からの暴力)	7、11、18、19	<p>配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力。家庭内の出来事で被害が潜在することが多い。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。</p>
4	上越市男女共同参画地域推進員	10	<p>地域における男女共同参画の促進と推進や意識の高揚を図るため、平成 15 年度から小学校区ごとに推進員を委嘱し、研修会への参加や地域住民への広報・啓発の協力などを行っている。</p> <p>(平成 25 年 5 月末で制度が廃止され、「男女共同参画サポーター」に移管)</p>
5	男女共同参画サポーター	10、35	<p>センター講座などへの参加を通して、男女共同参画についての知識や理解を深めながら、男女共同参画の理解者・協力者として、地域などにおいて自発的に市民などへの働きかけを行ってもらう市民公募型の制度。</p>
6	男女共同参画行政推進会議	10、47	<p>上越市において、市長、副市長、教育長、局長及び部長で構成し、市役所内の重要な会議として市長が議長となり、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策などについて協議するための組織。</p>

No	用語	掲載ページ	解 説
7	性別で役割分担を固定する意識	11、12、16、19、27	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
8	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康・権利)	18、29	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
9	アンペイドワーク(無償労働)	18	賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護、ボランティア活動等を意味する。
10	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	18、38	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照。)
11	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)	25	新潟県が実施している事業。男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を登録し、その取組を支援している。
12	クォータ制	38	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

No	用語	掲載ページ	解説
13	セクハラ = セクシュアル・ハラスメント	39	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、公の場へのわいせつな写真の啓示など、直接・間接を問わず様々な様態のものが含まれる。
14	男女共同参画行政推進会議幹事会	47	上越市において、市役所内の関係課長で構成し、男女共同参画推進会議の所掌事項の具体的な内容について協議及び検討するための組織。
15	男女共同参画行政推進会議担当者会	47	上越市において、市役所内の各課及び室の職員で構成し、男女共同参画推進会議で決定された事項を円滑に実施するための組織。